

令和元年 12 月 19 日

日本証券業協会 御中

日本商品先物振興協会

規則改正（案）に対する意見

【別紙 3 関係】

顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則

- (1) 商品関連市場デリバティブ取引も行う会員についても、第 3 条第 4 項の規定の適用を受けることになるのか。
- (2) 前問が「YES」の場合、第 2 条第 1 項の分別管理監査を行う公認会計士等との意見交換を行った後、どのような対応を求められることになるのか。
- (3) 商先会員については、第 3 条第 4 項の準用は行うことになるのか。
- (4) 日証協が特定委託者保護後基金の特定会員に対して第 3 条第 1 項の措置または第 2 項の指示を行った場合、その旨及び措置並びに指示の内容は特定委託者保護基金へも報告がなされるのか。

【別紙 4 関係】

協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則について

第 5 条

『顧客カードの整備等』の項目において日本商品先物取引協会の規則に基づき顧客カードを整備している場合には、本規則に基づく態勢整備を行っていることと認められることから、当分の間、読み替え規定を設けるとのことで、商先法に基づく商品先物取引を行わずに商法に基づく商品関連市場デリバティブ取引のみを行っている／行おうとしている顧客については、同会の規則に基づく顧客カードを整備していないことから、貴会の規則に沿った顧客カード作成すれば足りることを確認したい。

意見の趣旨

TOCOM のみ若しくは TOCOM と OSE 双方の商品デリバを取引する顧客については、商先法に基づく顧客カードを作成する（＝投資可能資金額を記載する）が、OSE 商品デリバのみを取引する顧客については日証協規則に基づく顧客カードを作成する（＝投資可能資金額の記載は不要）という理解でよいかを確認する。

以上

「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）（案）」に関するパブリックコメントの結果について

令和2年2月10日
日本証券業協会
本協会では、「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）（案）」につきまして、令和元年11月20日から令和元年12月19日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。
この間に寄せられた意見・質問（3社、12件）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	意見・質問	考え方
1	今般の規則改正は、同様の取引所規則の改正に平仄を合わせたものであることは承知しておりますが、プリンシプルベースへの方向性が言われている中、自主規制規則の制改定を検討するにあたっては、既に布かれていた法令・規則等の屋上屋となっていないか、また、協会員に必要以上の過度な制約を課すことにはならないか等の点に十分ご留意いただきたい。	要綱で示したとおり、今回の改正において商品関連市場デリバティブ取引は他の市場デリバティブ取引と同等の自主規制を發揮することとしています。また、本協会に新たに参入される特定業務会員のほか既存の協会員についても、自主規制規則に特例措置を設ける等、過度な制約なく商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務を遂行できるように配慮いたしております。
2	協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条 『顧客カードの整備等』の項目において日本商品先物取引協会の規則に基づき顧客カードを整備している場合には、本規則に基づく態勢整備を行っていることと認められることから、当分の間、読み替え規定を設けるとのことで、商先法に基づく商品先物取引を行わずに金商法に基づく商品関連市場デリバティブ取引のみを行っている／行おうとしている顧客については、同会の規則に基づく顧客カードを整備していないことから、貴会の規則に沿った顧客カード作成すれば足りることを確認したい。	ご理解のとおりです。 なお、同条第10号では「その他各協会員において必要と認める事項」を顧客カードの要件としていますので、自社が行なおうとする取引に関して必要と考える事項を設けることも可能であることを申し添えます。

項番	意見・質問	考え方
3	協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2第1項但書き 「ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合」に適用除外となるが、これは同項各号に掲げる取引類型ごとに1年以内か否かを判定するということでしょうか。	本規定は顧客に対して取引に関する注意を促すものでありますから、原則として取引ごとに交付が必要となり、ご質問の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2第1項各号に掲げる取引類型ごと」ではなく、同項に記載の「同種の有価証券等の販売ごと」に判断する必要があります。なお、「同種の有価証券等」は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一つの目安として契約締結前交付書面における「同種の内容の金融商品取引契約」（金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第2号）の「同種」の考え方を参考とすることが考えられます。
4	協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第8条第1項 「初めて締結しようとするとき」とあるが、これは同項に列挙されている各取引類型ごとの初回の契約締結時という解釈でよいのか。	確認書は、「当該契約に係る契約締結前交付書面に記載されたリスクや手数料」を顧客が理解されていることを確認するためのものですから、契約締結前交付書面を同一とする取引ごとに徴求すべきと考えられます。
5	顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則第4条 準用される第3条第5項において、貴協会が会員及び特定業務会員に対して同条第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったとき、直ちに金融庁及び日本投資者保護基金に報告する旨規定しているが、特定業務会員が平成26年改正金融商品取引法の附則第4条に規定する特定会員であった場合、特定委託者保護基金に報告しなくてよいのか。	特定業務会員が平成26年改正金融商品取引法の附則第4条に規定する特定会員であった場合、特定委託者保護基金に対してしても報告を行うこととなるよう規定を改正いたします。（「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」第3条及び第4条参照）
6	顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則 ①商品関連市場デリバティブ取引も行う会	①金融商品取引法第43条の2に基づき、分別管理の対象となる有価証券の範囲について適用されることとなります。

項番	意見・質問	考え方
	員についても、第3条第4項の規定の適用を受けることになるのか。 ②第2条第1項の分別管理監査を行う公認会計士等との意見交換を行った後、どのような対応を求められることになるのか。 ③商先会員については、第3条第4項の運用は行うことになるのか。 ④日証協が特定委託者保護後基金の特定会員に対して第3条第1項の措置または第2項の指示を行った場合、その旨及び措置並びに指示の内容は特定委託者保護基金へも報告がなされるのか。	②個別事例に即して対応がなされるものと理解しています。 ③第4項について、商先会員への運用はありません。 ④特定委託者保護基金へも報告を行うよう規定を整備します。
7	協会員の内部管理責任者等に関する規則第6条第4項、第7条、第11条の3、第14条の3 ①これらの改正方針に「本協会が指定する研修を2020年に終了した者に職務を行わせることができる」とある」とあるが、この研修は特例商先外務員資格の要件である貴協会が開催する研修と同一のものか。 ②また、貴協会の指定する研修は2020年に終了することを前提としているのか。 ③商先会員の「内部管理統括補助責任者」「内部管理部門の管理職者等」については、「日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を2020年中に修了した者」に職務を行わせることができる」とされているが、会員の「内部管理統括補助責任者」「内部管理部門の管理職者等」については何らの特例措置もないのか。 ④第19条について、商先会員が当分の間適用除外となるのは、どのような事項か。	①及び② ご理解のとおりです。 ③会員を含む協会員の商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る「内部管理部門の管理職者」については、2020年中に日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、本協会が指定する研修を修了することにより職務を行わせることができよう特例措置を設けました（「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項の規定により読み替えられる「協会の内部管理責任者等に関する規則」第7条第1項）。なお、会員の「内部管理統括補助責任者」については、特例措置を設けません。 ④本条は、新加入協会員について、加入日から6か月間に限り、内部管理統括補助責任者に求められる内部管理責任者資格試験の合格者という資格要件を免除し（第1項）、有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、内部管理責任者資格試験の合格者が

項番	意見・質問	考え方
		内部管理統括責任者等として配置されている場合に限って、営業責任者及び内部管理責任者として、外務員試験の合格者等を配置することができ（第2項）などの特例を定めています。しかし、商先会員については、内部管理統括補助責任者等の配置に関して、別途、特例規則を設けるため、本条を適用除外とするものです（「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項の規定により読み替えられる「協会の内部管理責任者等に関する規則」第6条第4項、第7条、第11条の3及び第14条の3）。
8	協会員の内部管理責任者等に関する規則第11条の3及び第11条の4 試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されるのはいつ頃か。	2020年7月以降を予定しています。
9	協会員の従業員に関する規則第7条第4号 協会員の従業員の禁止行為として、「いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。」を規定している。ここに、商品関連市場デリバティブ取引を追加する理由を説明されたい。 なお、金融商品仲介業者に関する規則第24条第6号も同様の趣旨を規定している。	金融商品取引業者の従業員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号により、「専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等」を行うことが禁止されています。本協会では、デリバティブ取引は一部の例外を除き「専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等」に該当するおそれが高いものとして、従業員の自己取引を禁止しています。商品関連市場デリバティブ取引についても他の市場デリバティブ取引と区別する特段の理由は見当たらないことから、禁止の対象に加えることとしたものです。
10	協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第4条	協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第4条

項番	意見・質問	考え方
	改正方針欄に「態勢整備に時間を要する」とあるが、商品関連市場デリバティブ取引においては、重要事実や法人関係情報の取得に該当する行為が想定されないことから、期限を定めることなく適用を除外することと理解してよいのか。	を目的とした取引その他の不正取引を防止する目的で、社内規則の制定を義務付ける規則であるため、期限を設けて適用除外とし
11	協会員の外務員の資格、登録等に関する規則第4条 ①商品先物取引法第2条第22項では、国内商品市場取引に関して第1項に「商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為」と規定しており、商品先物取引業者の自己による取引は商品先物取引業の対象となっており、同法第200条第1項に規定する外務員の登録を必要とする対象にもなっていない。他方、金商法では、第2条第8項第1号において、商品関連市場デリバティブ取引に係る自己売買は金融商品取引業の対象とされている一方、自己による商品関連市場デリバティブ取引については外務員登録が必要ない行為と規定されている（法第64条第1項第3号に基づく施行令第17条の14）、両法の間に「段差」が生じている。このように、商品関連市場デリバティブ取引の自己売買業務に従事する役職員（以下、「ディーラー」という。）が当該業務を行う場合には、金商法上の外務員登録が必要となるが、商品先物取引法上の自己売買業務に関しては外務員登録が必要とされていないことから、商先ディーラーの中には商先外務員登録を受けていない者が相応数存在していることを踏まえると、	①ご意見を踏まえ、協会の計算による商品関連市場デリバティブ取引（以下「ディーリング」という。）の専従者については、ディーリングを行うために必要な知識、経験及び資質を有していると認められる者で、かつ本協会が指定する研修を修了した者に資格を付与し、ディーリングに係る外務員の職務を行うことができるよう、規定を整備します。 あわせて、当該規定整備に伴い「協会の従業員に関する規則」第2条第6号ロを改正し、特定業務会員の従業員にディーリングの専従者を含めることとしました。 ②ご理解のとおりです。 ③2020年4月中旬を目途に開始することを予定しています。 ④特例商先外務員資格については、「本協会が別に定める日」まで有効である旨を規定していますが、現在のところ、特定の期限は想定していません。

項番	意見・質問	考え方
	円滑な市場移管の観点から、既存の商先ディーラーが商品関連市場デリバティブ取引のディーラーとして専従する限りにおいて、一定の要件を充足することを前提に特例商先外務員資格を取得できるよう配慮いただけないか。 ②改正方針に「特例商先外務員資格付与にあたっては、原則として2020年中に申請を受理した者であることを要件とする。」とあるが、これは貴協会の指定する研修が2020年中に終了することを前提にしているのか。 ③貴協会が指定する研修の開始時期はいつごろか。 ④特例商先外務員資格の有効期限はあるのか。	円滑な市場移管の観点から、既存の商先ディーラーが商品関連市場デリバティブ取引のディーラーとして専従する限りにおいて、一定の要件を充足することを前提に特例商先外務員資格を取得できるよう配慮いただけないか。 ②改正方針に「特例商先外務員資格付与にあたっては、原則として2020年中に申請を受理した者であることを要件とする。」とあるが、これは貴協会の指定する研修が2020年中に終了することを前提にしているのか。 ③貴協会が指定する研修の開始時期はいつごろか。 ④特例商先外務員資格の有効期限はあるのか。
12	協会の外務員の資格、登録等に関する規則第4条の3 外務員資格 ①「本協会が指定する研修」の内容は、いつ頃、どのような形で公表されるのか。 ②試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されるのはいつ頃か。 ③「本協会が指定する研修」の受講・修了により商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に従事できることとなった者の当該資格に有効期限はあるのか。	①2020年4月上旬を目途に、商品関連市場デリバティブ取引等に関してシラバス（外務員に求めるべき知識を明確化した文書）を改訂し、外務員必携（外務員として職務を行うにあたって必要な知識を修得するための資料）の追補版を発行する予定です。「本協会が指定する研修」の内容はこれらをベースとすることを想定しており、シラバスの改訂及び外務員必携追補版の発行後、速やかに協会員あて通知することを予定しています。 ②「試験の対象範囲」は、上記①のシラバスがベースとなり、周知期間を経て2020年7月1日から試験範囲を拡大することを予定しています。 ③「本協会が指定する研修」を修了し、商品関連市場デリバティブ取引等に従事できることとなった者が保有する一種外務員

項番	意見・質問	考え方
		及び特別会員一種外務員資格に、有効期限の定めはありません。なお、当該研修には社内研修と資格更新研修の2通りがありますが、社内研修の場合には、所属する協会員が実施したものに限り有効となりますのでご注意ください。

以 上

令和2年3月11日

金融庁 監督局証券課 御中

日本商品先物振興協会

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の
一部改正（案）に対する意見

1. 広告等に係る留意事項について

「IV－3－4－2 勧誘・説明態勢（1）広告等に係る留意事項 ②」
について

（1）具体的なケースについて

「顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか（事実上強制した場合を含む。）。」とある。

金商法では、金融商品取引契約（政令で定める一定のものに限る。）の締結の勧誘を受けた顧客が当該契約の締結を断った場合、当該顧客に対して引き続き勧誘を行うことを禁止している（金商法第38条第6号）ものの、セミナー受講の継続を希望しない顧客に対するセミナー受講の継続要請を禁止する規定はない。本記述はどのようなケースを想定しているのかご教示願いたい。

（2）「該当する」と「該当するおそれがある」の差異について

「この場合、金商法第38条第6号（いわゆる「再勧誘の禁止」）の規定に該当する」とある。同様の規定は商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（以下、単に「商先監督指針」という。）にもあるが、そこらでは「…該当するおそれがある…」という記述になっている。金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下、単に「金商監督指針」という。）は商先監督指針とは考え方が違うのか？違うとしたらどのように違うのかご教示願いたい。

2. 勧誘受諾意思の確認に係る留意事項について

（1）本規定の導入趣旨について

「IV－3－4－2 勧誘・説明態勢（2）勧誘受諾意思の確認に係る留意事項」において、「…（前略）…かかる勧誘の制限について

顧客に説明を行い、…（後略）」とある。法律上義務付けられていないことを金商監督指針で義務付けているが、このような規定を設けた趣旨をご教示願いたい。

（2）「説明を行い」について

顧客に勧誘受諾意思の確認を行う場面としては、①顧客から金商業者に取引を始めたい等の働きかけがあった場合、②勧誘する目的がある旨を明示したセミナー等で金商業者から意思確認を行う場合等が想定されるが、いずれの場合であっても、金商業者からの口頭の説明により顧客の理解を得れば足りるという理解でよいか確認したい。

（3）商先法との規制の差異について

「…（前略）…勧誘に係る規制に異なる点がある…（以後省略）…」とあるが、商品関連市場デリバティブ取引においては、事業者と一定の関係にない顧客に対する訪問・電話による勧誘受諾意思の確認が禁止されており、実質的には商先法上の商品先物取引に係る不招請勧誘禁止と同様の規制が課されている。本規定における「異なる点」とは、具体的に何を指しているのかご教示願いたい。

3. 両建て取引に関する留意事項について

「IV－3－4－2 勧誘・説明態勢（5）商品関連市場デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項 ①両建て取引 ロ.」について

（1）説明および理解確認の必要性について

両建て取引について、個人顧客が「…（中略）…積極的な意思表示」や、「照会」をしてきた場合、両建てを行うことができる旨を告げる際に、当該取引のデメリットについて説明を行う等して、顧客が十分に理解したことを必ず確認しなければ、金商業等府令第117条第1項第35号に抵触するとの考え方なのかご教示願いたい。

（2）例示か否かについて

顧客に対して両建て取引のデメリットについて説明し、顧客が当該デメリットについて理解しているか確認することを求めているが、(a)手数料が二重にかかること、(b)損益が固定又は限定されること、(c)逆ザヤが生じるおそれがあること、はあくまでデメリットを説明する場合の例示であると解してよいのか？

（3）店頭デリバティブ取引業に関する類似事項について

金商監督指針では店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性の項において、両建て取引に関する類似の記載がある（IV－3－3－2（4）②）。

そこには「手数料が二重にかかること、通貨間の金利差調整額（以下「スワップポイント」という。）」により逆ザヤが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差（いわゆる「店頭金融先物取引業者の受け取るスプレッド」）について顧客が二重に負担することとなるなどのデメリットがあり経済合理性を欠くおそれがある取引である」とあるが、これについてもデメリットを説明する場合の例示であると解してよいのか？

（４）例示ではない場合において確認したい事項

上記(a)～(c)が例示でない場合、以下の事項についてご教示願いたい。

① 上記(a)について

手数料体系は自由化されており、両建て取引によって必ずしも二重にかかるわけではないこと、また、買い建玉と売り建玉の双方に手数料がかかる場合においても、それは「二重にかかる」のではなく、建玉枚数に応じて課されることから、「**建玉枚数に応じた手数料がかかる場合**にあっては**その旨**」等と修正するべきではないか。

② 上記(b)について

クリスマス前やゴールデンウィーク前など、国内のマーケットが休場の間に海外のマーケットで価格が変動し、その影響を受けた国内市場が休場明けに大きく変動することで不測の損失が発生することとを回避するために、顧客が自己の判断で戦略的に両建て状態を作出すケースもあることから、**本記述はデメリットの事例として適当とはいえず、削除すべきではないか。**

③ 上記(c)について

(1)「逆ザヤが生じる」とは具体的にどのような場面を想定しているのかご教示願いたい。

(2)仮に、顧客から見た買値と売値の関係において、顧客が買う値段の方が顧客が売る値段よりも高い事象を指すのであれば、それは店頭デリバティブ取引のスプレッドにおいて生じる事象である。大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引ではスプレッドはないと聞いている、このような事象は生じないのではないのか。

商先監督指針にも同様の記述があるが、店頭商品デリバティブ取引についての記述である。取引所取引に係る記述として本記述は適当しいのではないか。

（５）両建てに係る説明のタイミングについて

本規定は、両建てに係る説明が①顧客から当該取引を行いたい旨の積極的な意思表示があった時、②顧客から両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった時、に限定するものではなく、例えば、口座開設時の説明において建玉から損失が発生した時の対処法の一つとして両建てについて説明することを妨げるものではないことを確認したい。

３．差玉向かいに係る説明義務について

本規定は、顧客の取引と自己の計算による取引を対当させる取引を「故意に」行っている場合に、その旨を顧客に説明する義務が生じるということであって、受託取引を執行する部門と自己取引を執行する部門の情報遮断が適切に行われている体制下で、偶然または結果として対当する取引が行われた場合には当該義務は生じないことを確認したい。

以上

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	金商法上、セミナー受講の継続を希望しない顧客に対するセミナー受講の継続要請を禁止する規定はないが、金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(1)②はどのようなケースを想定しているのか。 金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(1)②には、「この場合、金商法第38条第6号(いわゆる「再勧誘の禁止」)の規定に該当する」とある。同様の規定は商品先物取引業者等の監督の基本的な指針にもあるところ、当該指針では「…該当するおそれがある…」という記述になっているが、両指針では考え方が違うのか。	セミナー等による勧誘に関する留意事項としては、金商法第38条第6号に規定する禁止行為に該当する場合の具体例を記載しています。 なお、当該記載は、他のデリバティブ取引とも共通の留意事項として、商品関連市場デリバティブ取引においても記載しています(金商業等監督指針Ⅳ-3-3-2(1)②、Ⅴ-2-2-2(1)③参照)。
2	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(2)の第1段落において、「かかる勧誘の制限について顧客に説明を行い」とあるが、当該記載の趣旨・必要性はどのようなものか。 金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(2)の第1段落において、「かかる勧誘の制限について顧客に説明を行い」とあるが、このような説明を行うことは、(不招請勧誘禁止のある)店頭デリバティブ等に比して商品関連市場デリバティブに特段の危険性があるとの誤解を顧客に生じかねず、反対である。	顧客の勧誘受諾意思を適切に確認するためには、その前提として、顧客において、意思確認の趣旨・目的(訪問・電話等)による勧誘の受諾意思の確認が禁止されていること、勧誘を拒むことが可能であり再勧誘が禁止されていること等を理解した上で、意思表示を行っていることが重要であることから、留意事項として記載しています。 なお、店頭デリバティブ取引の勧誘・説明態勢においても、自主規制機関の定める自主規制規則を踏まえ、不招請勧誘規制の適用関係が記載された注意喚起文書を配布の上、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているかといった点を、監督上の留意点として記載しています(金商業等監督指針Ⅳ-3-3-2(3)ご参照)。
3	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(2)の第1段落において、顧客に勧誘受諾意思の確認を行うにあたって顧客への説明が求められているが、金商業者からの口頭の説明により顧客の理解を得れば足りるという理解でよいのか。 金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(2)の第3段落において、商品関連市場デリバティブ取引と商品先物取引とは「異なる点がある」とあるが、具体的にどのような違いがあるか。	顧客への説明方法については、口頭又は書面の適切な方法等で行い、顧客に勧誘を受ける意思があることを適切に確認することが必要です。
4	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(2)の第1段落において、顧客に勧誘受諾意思の確認を行うにあたって顧客への説明が求められているが、金商業者からの口頭の説明により顧客の理解を得れば足りるという理解でよいのか。	例えば、商品関連市場デリバティブ取引については、不招請勧誘は禁止されていませんが、訪問・電話等による勧誘受諾意思の確認が禁止されています。
5	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(5)①ロの第2文について、「しかし、両建て取引について、『手数料が買玉と売玉の双方にかかるデメルットがある』旨の説明を行うなどして、顧客が当該取引を十分に理解してことを確認しているか。」に変更してほしい。	個人顧客において両建て取引を希望する等の場合においても、両建て取引のリスク等を具体的に認識した上で、取引を行うか否かについて判断することが重要ですので、原案のとおりいたします。 なお、金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(5)①ロ

8	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(5)①ロの第2文について、両建て取引については、その取引の目的や手数料について顧客が十分に理解していることが大切であって、取引業者はそのことを確認する必要があることは言うまでもないが、改正案が示すように両建てのデメリットについて一律の内容の説明を課すことには問題がある。	第2文の記載にある説明内容は例示であり、具体的には、顧客が行おうとする取引の内容や顧客の理解度に応じて検討されるものであって、全ての顧客に同一の説明を求めるものではありません。
9	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(5)①ロの第2文について、顧客に対する説明内容の記載は例示であると解してよい。	
10	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(5)①ロの記載は、個人顧客から積極的な意思表示等があった場合に、両建て取引のデメリットについて説明を行う等して、顧客が十分に理解したことを必ず確認しなければ、金商業等府令第117条第1項第35号に抵触するということか。	いわゆる両建て取引の勧誘を禁止する金商業等府令第117条第1項第35号の趣旨を踏まえれば、個人顧客から積極的な意思表示等があった場合であっても、顧客の適合性の観点からは、当該顧客が両建て取引のデメリット等を理解した上で当該取引を行おうとしていること等が重要であると考えられるため、留意点として記載しているものです。
11	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(5)①ロの記載は、例えば、口座開設時の説明において建玉から損失が発生した時の対処法の一つとして両建てについて説明することを妨げるものではないとの理解でよい。	ご理解のとおりですが、御質問にあるような説明を行う場合には、当該説明が金商業等府令第117条第1項第35号の禁止行為に抵触しないように留意する必要がありますと考えられます。
12	金商業等監督指針Ⅳ-3-4-2(5)②の記載は、顧客の取引と自己の計算による取引を対当させる取引を「故意に」行っている場合に、その旨を顧客に説明する義務が生じるということであって、受託取引を執行する部門と自己取引を執行する部門の情報遮断が適切に行われている体制下で、偶然又は結果として対当する取引が行われた場合に顧客への説明等を求めるものではないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。

令和元年6月3日

経済産業省 商務・サービスグループ参事官室
参事官 戸辺 千広 様

日本商品先物振興協会

総合取引所に関する要望書

大阪取引所（以下、「OSE」といいます。）のコモディティ市場は我が国の経済・社会インフラとして十全に機能する必要があり、そのためには東京商品取引所（以下、「TOCOM」といいます。）で取引している既存の商品先物取引業者であってOSEのコモディティ市場における取引を希望する事業者については円滑にOSEに移行することが望まれるところですが、準備のための時間も短く、また、移行のために必要な項目についても判断としない事項が少なくないこと、商先業者の中には中小事業者も存在することから短期間のうちに事業者に過度の負担を求めるとOSEのコモディティ市場に参加することを断念する社が続出する可能性があります。

そこで、なるべく多くの事業者が円滑にOSEに移行し、それによって顧客の利便性を確保し、OSE市場の十全な市場機能の発現につなげるためには別紙の事項が必要だと考えますのでご検討賜りますようお願いいたします。

以上

【総合取引所への移行に関する要望事項】

1. 資格取得

(1) 第1種金商業資格

総合取引所に係る改正金商法の施行日（平成26年3月11日）時点で商先業者資格を有している社（以下、本紙において「特定業者」といいます。）であってOSEのコモディティのみを取扱うために第1種金商業者の登録申請をする者について、例えば、①一旦登録を受け付けて、その後一定の期間内に所要の体制整備を求めるとする、または、②申請から登録に至るまでの処理期間を短めに設定する等の措置をお願いいたします。

(2) OSEの取引参加者資格

① 日本取引所グループ（以下「JPX」といいます。）の審査

コモディティのOSEへの移管後直ちに取引に参加できるよう先に取引参加者資格を付与し、その後一定の期間内に審査を受けられる等の特例措置をご検討賜りますようお願いいたします。

② 安定収益性

TOCOMとJPXとの経営統合により既存のTOCOM取引参加者がその地位を奪われることなくOSEのコモディティ市場においても引き続き同じ立場で取引できるよう、特定業者によるOSEの取引参加者資格申請に関しては、同取引所の資格取得審査に関する規則に規定されている「安定収益性」基準に関わらず、取引参加者資格を自動交付とし、一定の期間内に経営成績を改善することを認める等の措置を検討していただくようお願いいたします。

③ 取引参加者参加金

OSEにおいてコモディティのみを取扱う場合の取引参加者参加金に関して既存の商先業者の円滑な移行の観点から免除していただきますようお願いいたします。

(3) 証券外務員資格

特定業者であってOSEではコモディティのみを取扱おうとする社の商品外務員が証券外務員資格を取得する際には、受験ではなく、それらの者に不足していると考えられる金商法の知識（勧誘ルール等）を習得するための講習の受講により資格を交付する等の措置をお願いいたします

(4) 内部管理責任者資格

特定業者であってOSEではコモディティのみを取扱おうとする社

については、①日本商品先物取引協会に認定された内部管理責任者を日本証券業協会の内部管理責任者として認定する、②コモディティに限定したカテゴリを創設する、③内部管理責任者等の資格要件を緩和する、④一定の経過措置期間を設けて、その間に要件を満たす人員を配置すればよいこととする、等の措置をお願いいたします。

2. 検査・監督

金商法・商先法のいずれの検査・監督に服するかを選択できる経過措置期間については、金商法による規律に対応するための期間であることから、万全の対応をとるために極力長期としていただくようお願いいたします。

3. 取引契約、証拠金制度、システム、苦情処理

(1) 取引契約

既存の委託者が引き続きOSEで取引する場合には、新たな金融商品取引契約の締結を不要としていただくようお願いいたします。

(2) 証拠金制度

統合後の証拠金管理については、TOCOM銘柄とOSE銘柄を一元的に管理できることとしていただくようお願いいたします。

(3) システム（取引、売買管理等）

仕様や移管ルール等のシステムベンダーに提供すべき情報について早期に開示していただくようお願いいたします。

(4) 苦情処理

F I N M A Cと日商協の所掌分野の区分に係る考え方を提示していただきますようお願いいたします。

以上

令和元年 7 月 2 日

経済産業省 商務・サービスグループ参事官室
参事官 戸辺 千広 様

日本商品先物振興協会

総合取引所に関する本会非理事会からの懸念・要望事項

掲題の件につきまして、先般お送りいたしました要望書に以下の事項を追加いたしますので、商品市場の活性化の観点から、併せてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

1. スマートCXで勧誘ができるよう措置していただきたい

A社：2018 年12 月25 日付の「総合取引所の実現に関する要望書 (5) 商品先物取引法と同等水準の行為規制の整備」において、損失の額が初期投資額の範囲内に納まる設計となっている 商品については、電話・訪問によって個人顧客に対して勧誘受諾意思の確認ができるよう要望しているが、2019 年4 月4 日TOCOMの総合取引所に関する取引参加者説明会補足資料（未定稿）では、大阪取引所へ移管する商品は「スマートCX」も勧誘できないとされ、唯一、TOCOMに残る石油市場のみスマートCXの勧誘が可能とされている。

しかし、2019 年6 月6 日付、規制改革推進会議第5 次答申発表によると、現在、TOCOMより大阪取引所への移管が予定されていない石油市場等についても、移管の時期について協議するとある。

当社のビジネスモデルは商先法に規定する国内商品市場での対面営業を業としているため、現状としては商先法で規定される「不招請勧誘の禁止」の徹底、又は大阪取引所に移管される商品について不招請勧誘の禁止の例外にあたる「スマートCX」の仕組みの構築を要望する以外の選択肢はない。

B社：現状の金商法においてはスマートCX の引き続きの取り扱いが困難であるような考えが示されておりますが、これが認められなければ当社のような対面営業のみを行っている商先会社にとっては死活問題になりかねません。商先法を踏まえうえでの金商法の解釈というわけにはいかないでしょうか。また、商品市場の流動性を高めるうえでもスマートCX を引き続き実施していただきたいと考えております。

どうしても認められないというのであれば、極論になりますが、東京商品取引所上場商品に残していただきたいと考えております。

2. 早めの情報提供をお願いしたい

A社：金融商品取引業者への登録、金商法上の外務員資格の取得、行為規制、口座開設、法定帳簿、証拠金関係など対応すべき課題について時系列でリミット(期限)を示していただくとともに、「何を」「何を」「どのように」「どうやって整備」しなければならないかを示して欲しい。

当社は財務規制や特定委託者保護基金への加入に関する経過措置の適用を受けることができるか確認したい。

以上

3. 第一種金商業において委託の取次と媒介を行う場合についての懸念

以下の事項について懸念しているのでご回答を賜りますようお願い申し上げます。なお、別紙についてもご参照ください。

【前提条件】

- (1) 当社は現在、TOCOM銘柄については商先法上の取次者として甲社を取次先とした取次業務を行い、T F Xのくくりく株365については金商仲介業者として所属金商業者乙社に対して媒介業務を行っている。
- (2) O S Eでコモディティ取引が開始された後は、商先業者資格に基づくT O C O Mコモディティの取次業務、並びに金商業者資格（第一種金商業）に基づくO S Eコモディティの取次業務を甲社を取次先として行い、T F Xの上場商品については乙社を所属金商業者として第一種金商業に認められている媒介業務を行うことを検討している。

なお、当社は平成26年3月11日時点で商先業者の許可を得ている。

【質問】

- (1) 上記(2)の場合、当社に係る財務規制は純資産額規制比率相当の自己資本規制比率、通常の自己資本規制比率のいずれか？
- (2) T F Xの上場商品を媒介した顧客に対して、O S Eのコモディティに係る金融商品取引契約の締結につき、訪問・電話により勧誘受諾意思の確認を行うことは可能か？

なお、現在は、T F Xの上場商品を媒介した顧客に対する勧誘は当社と継続的取引関係にある者（商先法施行規則第102条の2第一号ニ）に対する勧誘として認められているが、金商法等府令第117条第8号の2では「当該金商業者にデリバティブ取引を行うための口座を開設している者」には訪問・電話により勧誘受諾意思の確認を行うことが認められているのみで、媒介した顧客に対して同様の行為を行うことが認められないように読める。

4. 改正金商法府令施行日時点で商先業者であった者から商先業者の地位を承継した者への経過措置適用の有無について

当社は改正金商法府令施行日時点で商先業者であった者から商先業に係る包括的地位の承継（営業譲渡譲受／吸収分割）を受けた。

総合取引所に関する要望書に関する現状について

令和元年7月30日
経済産業省商務・サービスグループ
参事官室（商品市場整備担当）

【総合取引所への移行に関する要望事項】

1. 資格取得

(1) 第1種金商業資格

総合取引所に係る改正金商法の施行日（平成26年3月11日）時点で商先業者資格を有している社（以下、本紙において「特定業者」といいます。）であってOSEのコモディティのみを取扱うために第1種金商業者の登録申請をする者について、例えば、①一旦登録を受け付けて、その後一定の期間内に所要の体制整備を求めることとする、または、②申請から登録に至るまでの処理期間を短めに設定する等の措置をお願いいたします。

⇒ 8月5日に説明会が開催され、金融庁（財務局）から第1種金商業者の登録に関する説明が行われる予定。当局からの説明や質疑応答の中で、現時点で示すことのできる内容が示されると思います。

(2) OSEの取引参加者資格

⇒ 以下①～③について、7月30日にOSEの改正要綱がパブコメにかけられるとともに、8月5日に説明会が開催され、その場でOSEから詳細が説明されます。OSEからの説明及びその後の質疑応答の中である程度明確になると思われます。

① 日本取引所グループ（以下「JPX」といいます。）の審査

コモディティのOSEへの移管後直ちに取引に参加できるよう先に取引参加者資格を付与し、その後一定の期間内に審査を受けられる等の特例措置をご検討賜りますようお願いいたします。

⇒ 審査なしで取引参加者資格を付与することは困難と思われますが、TOCOMとOSEの調整により、TOCOMの取引参加者については特例措置が準備されていると聞いております。

② 安定収益性

TOCOMとJPXとの経営統合により既存のTOCOM取引参加者がその地位を奪われることなくOSEのコモディティ市場においても引き続き同じ立場で取引できよう、特定業者によるOSEの取引参加者資格申請に関しては、同取引所の資格取得審査に関する規則に規定されている「安定収益性」基準に関わらず、取引参加者資格を自動交付とし、一定の期間内に経営成績を改善することを認める等の措置を検討していただくようお願いいたします。

⇒ TOCOMとOSEの調整により、財務基盤関連の事項については現行のTO

COMの資格要件と同程度の要件となるよう経過措置を準備すると聞いております。

③ 取引参加者参加金

OSEにおいてコモディティのみを取扱う場合の取引参加者参加金に関して既存の商先業者の円滑な移行の観点から免除していただきますようお願いいたします。

⇒ TOCOMとOSEの調整により、OSEへの入会金や資格取得のための審査料は免除すると聞いておりますが、詳細は説明会でOSEから説明があると思います。

(3) 証券外務員資格

特定業者であってOSEではコモディティのみを取扱うとする社の商品外務員が証券外務員資格を取得する際には、受験ではなく、それらの者に不足していると考えられる金商法の知識（勧誘ルール等）を習得するための講習の受講により資格を交付する等の措置をお願いいたします

⇒ 商品先物取引業者の外務員が金融商品取引業者の外務員資格を過度な負担なく取得することができるよう、現在、日商協が日証協と調整をしていると聞いております。

(4) 内部管理責任者資格

特定業者であってOSEではコモディティのみを取扱うとする社については、①日本商品先物取引協会に認定された内部管理責任者を日本証券業協会の内部管理責任者として認定する、②コモディティに限定したカテゴリを創設する、③内部管理責任者等の資格要件を緩和する、④一定の経過措置期間を設けて、その間に要件を満たす人員を配置すればよいこととする、等の措置をお願いいたします。

⇒ 過度な負担が生じないよう、現在、日商協が日証協と調整をしていると聞いております。

2. 検査・監督

金商法・商先法のいずれの検査・監督に服するかを選択できる経過措置期間については、金商法による規律に対応するための期間であることから、万全の対応をとるために極力長期としていただくようお願いいたします。

⇒ 商品関連市場デリバティブ取引に関する監督について、現在、金融庁が監督指針の改正作業を進めており、その内容を踏まえて金融庁と当省で検査・監督の議論を進めていく予定です。

3. 取引契約、証拠金制度、システム、苦情処理

(1) 取引契約

既存の委託者が引き続きOSEで取引する場合には、新たな金融商品取引契約の締結を不要としていただくようお願いいたします。

総合取引所に関する本会非理事会社からの懸念・要望事項

1. スマートＣＸで勧誘ができるよう措置していただきたい

(略)

⇒ 金融庁からは措置しない旨言われておりますが、今後、改めて金融庁と議論する上では、スマートＣＸの勧誘の実態や取引実績、スマートＣＸの勧誘から通常取引にどうつながっているのか、など数値も含め、どの程度現在の商品市場の取引に寄与しているのかといった点を示す必要があると考えます。

2. 早めの情報提供をお願いしたい

A 社：金融商品取引業者への登録、金商法上の外務員資格の取得、行為規制、口座開設、法定帳簿、証拠金関係など対応すべき課題について時系列でリミット(期限)を示していただくとともに、「何を」「どのように」「どうやって整備」しなければならないかを示して欲しい。

⇒ 前述のとおり、現在調整中です。

3. 第一種金商業において委託の取次と媒介を行う場合についての懸念

以下の事項について懸念しているのでご回答を賜りますようお願い申し上げます。
なお、別紙についてもご参照ください。

【前提条件】

(1) 当社は現在、TOCOM銘柄については商先法上の取次者として甲社を取次先とした取次業務を行い、TFXのくりっく株365については金商仲介業者として所属金商業者乙社に対して媒介業務を行っている。

(2) OSEでコモディティ取引が開始された後は、商先業者資格に基づくTOCOMコモディティの取次業務、並びに金商業者資格(第一種金商業)に基づくOSEコモディティの取次業務を甲社を取次先として行い、TFXの上場商品については乙社を所属金商業者として第一種金商業に認められている媒介業務を行うことを検討している。なお、当社は平成26年3月11日時点で商先業者の許可を得ている。

【質問】

(1) 上記(2)の場合、当社に係る財務規制は純資産額規制比率相当の自己資本規制比率、通常の自己資本規制比率のいずれか？

⇒ 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成26年内閣府令第1号)の施行の日(平成26年3月11日)に商品先物取引業者の許可を得ていたとしても、既に受けている第一種金融商品取引業者の登録について、同令附則第4条に規定しているとおり、「新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同項第一号の二及び第五号に掲げる行為に係る業務のみを行うための」変更登録(すなわち、有価証券デリバティブはやめて、商品デリバティブのみを行う旨の変更登録)を受けないのであれば、同令附則第4条の特例措置を受けることはできないと考えます。

⇒ 商品移管に伴い、新たな契約締結の要否は金融庁の判断もあり現時点では未定ですが、必要な場合には極力簡素化できるよう、日商協が日証協と調整することになっていると聞いております。

(2) 証拠金制度

統合後の証拠金管理については、TOCOM銘柄とOSE銘柄を一元的に管理できることとしていただこうお願いいたします。

⇒ 清算機関で管理する証拠金口座は商先法・金商法それぞれ口座に分けて管理することとなりますが、委託者が業者に差し入れる取引証拠金の過不足計算において商先法・金商法のそれぞれの上場商品の損益を通算することができるよう、JCCCHがJSCCと調整しております。

(3) システム(取引、売買管理等)

仕様や移管ルール等のシステムベンダーに提供すべき情報について早期に開示していただくようお願いいたします。

⇒ 商品移管に伴うルール等の変更についてはTOCOMがOSEと調整をしておりますが、来年7月の商品移管に支障が生じないよう、調整ができ次第TOCOMから必要な情報が可能な限り早期に提供されると思います。

(4) 苦情処理

FINMACと日商協の所掌分野の区分に係る考え方を提示していただきますようお願いいたします。

⇒ 日商協と日証協が相談をし、FINMACとの協議も含めて検討することになると聞いております。

(2) TFXの上場商品を媒介した顧客に対して、OSEのコモディティに係る金融商品取引契約の締結につき、訪問・電話により勧誘受託意思の確認を行うことは可能か？なお、現在は、TFXの上場商品を媒介した顧客に対する勧誘は当社と継続的取引関係にある者（商先法施行規則第102条の2第一号ニ）に対する勧誘として認められているが、金商法等府令第117条第8号の2では「当該金商業者にデリバティブ取引を行うための口座を開設している者」には訪問・電話により勧誘受託意思の確認を行うことが認められているのみで、媒介した顧客に対して同様の行為を行うことが認められないように読める。

⇒ 質問のとおり、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第8号の2では、「当該金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設している者」に対しては、訪問・電話による勧誘受託意思の確認が許容されていますが、媒介したのみで口座を開設していない相手方に対しては、訪問・電話による勧誘受託意思の確認は禁止されています。

令和元年8月28日

金融庁及び日本証券業協会 御中

日本商品先物振興協会

総合取引所に関する会員からの質問等

(1) 票「登録後3年間の収支計画等」について

同票の記載要領に、登録後3年間の自己資本規制比率が200%を下回っている場合には増資計画等について記載することが求められているが、これについて以下の点についてお聞きいたします。

① 自己資本規制比率については、120%を下回ることのないようにしなければならぬ、また140%を下回った時等には内閣総理大臣に届出なければならないとの規定があることは承知していましたが、実際は200%超の状態を維持しなければならぬということでしょうか？このことはどのようなルールで規定されているのでしょうか？

② 大阪取引所の取引参加者資格取得に際して、正規の自己資本規制比率の適用を受ける事業者と財務規制に係る経過措置の適用を受ける事業者ではことなるレート（＝パーセンテージ）が適用される旨、説明会（本年8月5日開催）の配付資料に記載されています。

200%超を維持する件については、経過措置の適用の有無に関わらず全業者が同じように200%超かどうかで増資計画等についての記載を求められると解してよいでしょうか？

【回答】

現在、自己資本規制比率200%という法定の基準は存在しませんが、一方で、証券会社の財務の健全性の目安として、自己資本規制比率200%という考え方は、実態上現在も残っています。

これは、平成2年3月1日付事務連絡（大蔵省証券局業務課長から各財務

（支）局理財部長等あて）の中に「固定化されていない自己資本額がリスク相当額合計の120%を超える状況にある場合においても、当該数値が200%以下となっている証券会社については、行政の内部管理としてその原因や改善見込みについて把握しておくとともに、リスク額等の推移について、きめ細かく注視すること

と。」とあり、この考え方を現在も踏襲していることによるものです。

また、登録業者については、自己資本規制比率が必ずしも法令に基づく業務改善命令の対象とならないような場合であっても、自己資本規制比率が継続的に低位にある社については、当局及び日証協において、その原因や改善策等についてのヒアリングを行っております。具体的には自己資本規制比率が200%を下回る場合に於いて、このような対応を行っており、登録申請者についてもこの対応に準じた対応を行っております（このような行政対応は監督指針（IV-2-6）に明記されております）。

なお、自己資本規制比率が200%を下回っている場合でも必ずしも登録が出来ないわけではありませんが、①自己資本が小さい場合、短期間で自己資本規制比率が140%を割り込むことがあり、その時点から引受先を探した場合では増資が間に合わず投資者に影響が生じるおそれがあること、②一種業の主要株主には法令上の制約があること（法第29条の4）、から、どのような増資計画をお持ちなのか、事前に考え方を確認させて頂いております。

（2）票「自己資本規制比率の推移」について

①金商責準について

「金融商品取引責任準備金等」の欄がありますが、実績値の欄には商先法上の責準の額を記載してよいのでしょうか？

【回答】

補完的項目としての「金融商品取引責任準備金等」は金融商品取引業等に関する内閣府令第176条第1項第7号ロに規定されております。具体的には、①金融商品取引責任準備金、②他に行っている事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものとされています。商先法上の責任準備金が上記②に該当するのであれば、「金融商品取引責任準備金等」に記載してください。

②リスク相当額について

(1)市場リスク相当額

「株式」「金利」「外為」「コモディティ」のいずれの分野の自己取引も行っていない場合、本欄はゼロ記載でよいのでしょうか？

【回答】

市場リスク相当額は保有する有価証券等の価格の変動等により発生するリスクに相当する額を算出するものです。自己取引を行っているか否かにかかわらず保有ポジションがある場合は市場リスクを算出する必要があります。

(2)取引先リスク相当額

預金について

リスク相当額に関する告示第15条第1項第3号の注2によれば、当座預金及び無利息預金口座の残高についてはリスク相当額を計上しないでよいでしょうか？

【回答】

「証券会社の自己資本Q&A（改訂第3版）」のQ57に記載のとおりです。当該Q&Aは日証協ホームページに掲載されております。

(http://www.jsda.or.jp/about/jishukisei/web-handbook/301_hourei/index.html)

(3)基礎的リスク相当額

「両建て」の意味について

告示第16条第3項第1号イに「営業収益と両建てとなる委託手数料」とありますが、これはどういう意味でしょうか？

【回答】

「証券会社の自己資本Q&A（改訂第3版）」のQ79に記載のとおりです。

(3) 概要書について

①法第2条第8項第16号業務について

現受け・現渡しをする顧客に係る倉荷証券の預り・保管に関する説明は自社の社内規程である「受渡しに係る業務フロー（仮題）」等を別紙として添付する方法でよいでしょうか？

【回答】

概要書には、簡潔に業務フローをご記載いただき、補足として、規程をご提出いただくことで結構です。

②3年以上経験者について

概要書の4.(1)②に「常勤役職員のうち当社の行おうとする金融商品取引業務 3年以上経験者」の欄には、日商協及び日証協の内管責任者等の資格を保有している者を全て書けばよいのでしょうか？

【回答】

概要書の※に記載のとおり、該当者が多数の場合には、各部署の責任者等をご記載ください。なお、その際、資格の保有状況の記載は不要でございます。

以上

コモディティ・ボイスネット

日本商品先物振興協会に加入している企業の投資・市況調査アナリストが、企業の枠を超えて売買方針を提示します。



過去のボイス

06月12日(金)06:26

東京金が高いところは売り方針 (田澤 利貴)

06月10日(水)07:39

東京金、FOMC後に軟化も (フューチャーズ24)

06月05日(金)06:10

東京金、日中取引での利食い売り実施へ (齋藤 和彦)

06月03日(水)07:36

東京金、買い方針 (フューチャーズ24)

05月31日(日)08:26

東京金は米中対立激化を受けて堅調 (玉川博一)

リスク告知

- 実際の売買は、投資家の皆様の自己責任で行ってください。
- アナリストが提供する市況予測・売買判断は、録音時点の個人的見解であり、所属企業の見解を反映するものではありません。

Copyright ©日本商品先物振興協会. All Rights Reserved.

U.S.コーン

「農産物アナリストの会」所属各社事前予想

本予想は、「農産物アナリストの会」所属各社が、米国農務省 (USDA) が公表する米国産とうもろこしの需給予想値について事前予想をしたものを、日本商品先物振興協会を通じて配信するものです。

* 「農産物アナリスト」とは、例東京商品取引所において開催された「農産物アナリスト育成セミナー」を修了した農産物先物取引の専門家のことです。

1. 予想項目

U. S. コーン WASDE 期末在庫 (2019/20 新穀)

2. 発表日等

米国農務省発表日 2019/11/8 12:00 (米国東部時間)
単位 百万ブッシェル

3. 予想値

予想平均値	1,877
予想最高値	2,058
予想最低値	1,676
予想数	7
USDA 10月発表値	1,929

4. 予想値詳細

アナリスト名	企業名	予想	日付
吉田 哲	楽天証券株式会社	2,058	30-Oct-19
野川 佐知	OKブレミア証券株式会社	1,982	30-Oct-19
林 悟史	岡安商事株式会社	1,929	30-Oct-19
工藤 善久	株式会社コムテックス	1,879	28-Oct-19
長田 泰	第一商品株式会社	1,808	30-Oct-19
七原 匠郎	豊商事株式会社	1,805	30-Oct-19
植村 和久	サンフワード貿易株式会社	1,676	29-Oct-19

* 予想値に関するお問合せは、上記各社にご連絡下さい。

* 本予想は、商品先物取引の参考となる情報提供を目的としています。投資に当たっての意思決定、売り買いの判断は投資家ご自身の責任において行って下さい。

* 「農産物アナリストの会」所属会社、同アナリスト及び発信者は、本予想の利用者が行った投資の結果生じた損益に関して、一切の責任は負いません。

〔発信：日本商品先物振興協会〕

令和元年 10 月

令和 2 年度税制改正要望

日本商品先物振興協会
株式会社東京商品取引所
大阪堂島商品取引所

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十全に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は平成 31 年 3 月末時点で約 1,835 兆円に達する規模であるが、その 50％超の 977 兆円が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間の損益通算範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得等については、平成 28 年 1 月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ 20％の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となつて以降、現在に至るまで認められていない。

また、商品ファンドに係る所得については、源泉分離課税若しくは総合課税とされており、原資産である商品先物取引に係る所得との損益通算、上場株式等の譲渡所得等との損益通算のいずれも認められていない。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、また、2020 年度早期の実現に向けて各種調整が進行中の総合取引所における株式取引・デリバティブ取引の活性化のためにも、金融所得課税の損益通算範囲のさらなる拡大が必要であると思料する。

〈期待される効果〉

本改正が実現すると、商品を含むデリバティブ取引及び株式取引において個人投資家の投資活動及び商品ファンド運用に係る取引が促進され、商品デリバティブ市場においては、流動性が増大することが期待される。その結果、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（上場商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〈要望内容〉

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在 3 年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で 10 年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

〈要望内容〉

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

要望事項

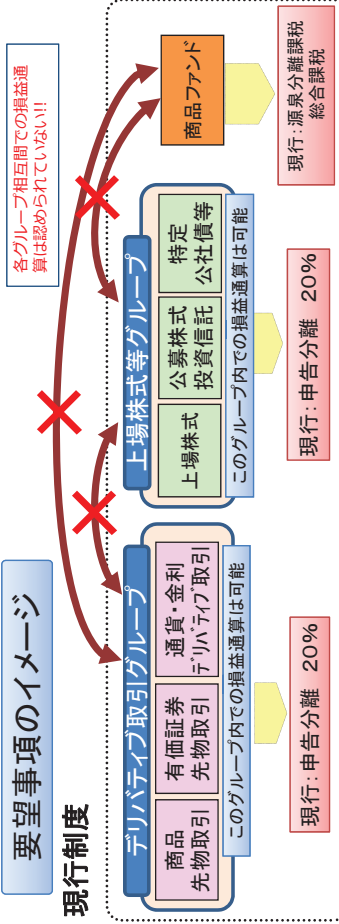
申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得との間の損益通算を可能とすること。

要望の趣旨

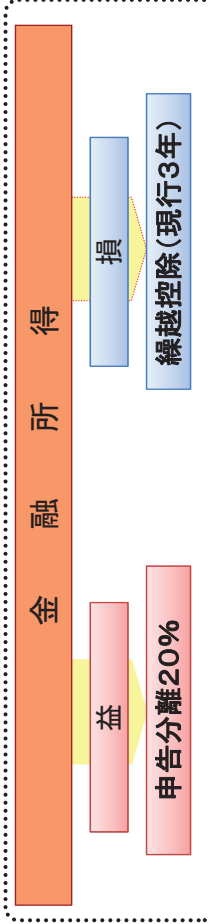
- 現在、商品先物、株価指数先物、FX取引等のデリバティブ取引については、互いに損益通算することが可能。
- 平成30年度税制改正大綱の検討事項である「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」、特に商品先物取引等のデリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算を推進し、個人の投資活動を促進させることが重要。

要望事項のイメージ

現行制度



金融所得の一体課税実現後



＜要望目的＞

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第190条第1項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第225条第1項第13号及び同法第224条の5第2項第1号）。

このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に係る所得は申告分離課税にもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に課税される（第41条の14）ため、国内商品市場の対象とされない（租税特別措置法第41条の14）ため、国内商品市場取引等他のデリバティブ取引の決済損益と通算することはできず、給与所得や事業所得などの他の所得と合算して課税総所得金額を算出して超過累進税率を適用する総合課税方式で税額を計算することとなる（所得税法第22条、第89条）。

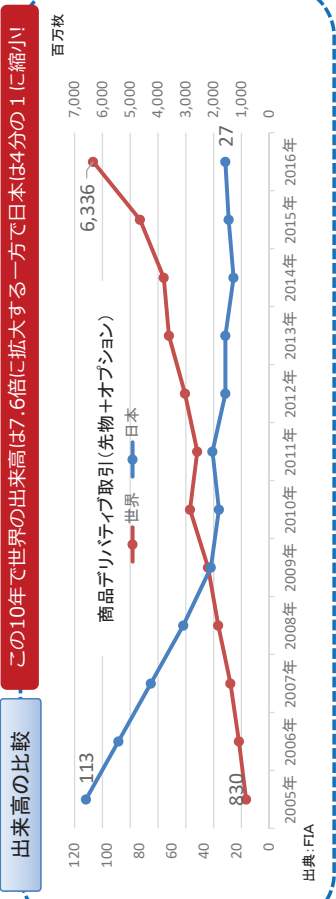
商品先物取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てすることにより、両者の値差の拡張から利益を得ようとする取引）のニーズは少なくないが、現行税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができず、上記ニーズに対応できていない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

＜期待される効果＞

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

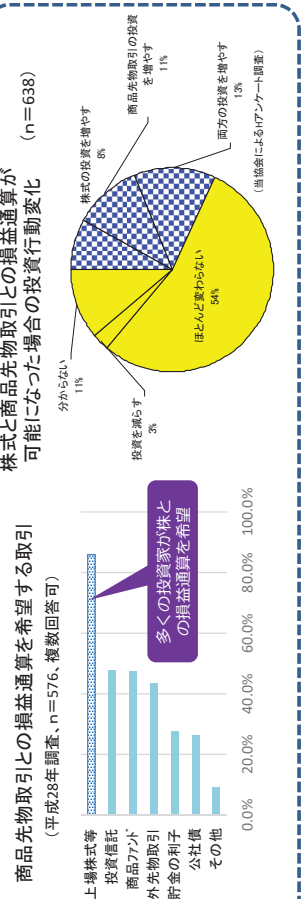
以上

- 我が国の商品先物市場は取引量を大きく減少させている一方で、世界の取引量は急速に伸びている。
- 諸外国では先物と株式の損益通算が可能。
- 商品先物取引の投資家の8割以上が、株式との損益通算を希望（本会調査結果による）。下図「投資家のニーズ」をご参照し、損益通算が可能となった場合には、商品先物取引を行っている投資家のうち3割超は「投資を増やす（同）」と回答。



商品先物と株式に係る課税関係(損益通算)の国際比較

	日本	世界 (アメリカ、イギリス、フランス、中国)
損益通算	不可	可 : 米・英・仏 (デリバティブ取引と株式(現物)は同じ所得区分) 非課税 : 中国(香港)
取引所ランキング	東京商品取引所(13)	【アメリカ】ニューヨーク・マーカンタイル取引所(3)、シカゴ商品取引所(7)、インターコンチネンタル取引所(米)(6) 【イギリス】インターコンチネンタル取引所(EU)(5)、ロンドン金属取引所(9) 【中国(参考)】上海期貨交易所(1)、大連商品取引所(2)、鄭州商品取引所(4)
投資家のニーズ		出所: 当協会調べ。() の数字は、2015年 世界の商品取引所出資率順位



第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成 30 年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、抛・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- 2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。
- 3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
- 4 カジノから生じる所得にかかる適正な申告の確保等の観点から、国内外のギャンブル課税の状況、今後制定されるカジノ管理委員会規則等に基づく詳細な規制の具体化の状況、最新の技術の活用可能性等も踏まえつつ、関連する納税環境の整備について、IR 事業の開業に向けて、今後検討する。その際、事業者の事務負担や国際競争力の確保についても考慮する。

令和 2 年度税制改正大綱

令和元年 12 月 12 日
自由民主党
公明党

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

令和元年 8 月 9 日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会

総合取引所に係る意向調査の結果について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年 7 月に実施した調査の結果について、別紙の通りまとまりましたので、
会員の皆様にご報告申し上げます。

皆様におかれましてはご多用の折、本調査にご協力を賜りましたこと厚く御
礼申し上げます。

敬具

総合取引所に係る意向調査の結果について

日本商品先物振興協会

一. 調査について

(1) 調査実施期間

令和元年 7 月 3 日～7 月 10 日

(2) 調査対象者

国内商品市場取引を取扱う商先業者 26 社

(会員 20 社、非会員 6 社)

(3) 回答の回収状況

回答あり 23 社

回答なし・回答拒否 3 社 (いずれも非会員)

二. 回答の分布状況

設問 1. コモディティの取扱いについて

TOCOM+ OSE	OSEのみ	TOCOMのみ	その他	合計
21 社	0 社	1 社	1 社	23 社

【設問趣旨】

TOCOMコモディティを取扱えば商先業者資格が、OSEコモディティを取扱えば
金商業者資格（第一種金商業）が必要になることから各社が業者資格に關してどうい
う意向を有しているかを確認するために設置した設問である。

【分析】

① 23 社中 21 社がTOCOMとOSE両方のコモディティを取扱うと回答し、商先業
者・金商業者両方の資格を保有する意向である旨を示した。

② 1 社がOSEではスマートCXに関する勧誘受諾意思の確認が訪問・電話でできな
いことを理由に「TOCOM のコモディティのみを取扱う（＝OSE には行かない）」を選択し
た。

③ また、1 社がOSEのコモディティは取扱う予定だが、TOCOM銘柄については未
定であることを理由として、「その他（意思決定していない）」を選択した。

設問 2. 外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引の取扱いにつ いて

取扱う	取扱わない	その他	合計
8 社	12 社	3 社	23 社

モディティのみを取扱う意向であるとのことであった。

【注】経過措置について

- ・改正金商法府令の施行日（平成 26 年 3 月 11 日）時点で商先業者の許可を得ている者であって、金商法下でコモディティのみを取扱う者であれば、緩和された財務規制が適用される。また、日本証券業協会には特定業務会員のステータスで加入することとなる。
- ・なお、特定委託者保護基金については、改正金商法施行時に商先業者の許可を得ていた者であれば、金商法下でコモディティ以外の業務（225 先物等）を取扱っている者であっても加入可能である。

- ③ OSEでは商品に加えて日経 225 等の証券デリバティブも取扱うと回答した 9 社に係る取引所資格の保有状況

商先業者資格	○	○	○	○	合計
OSE取引参加者資格	○	△		×	
	4 社	3 社	2 社		9 社

○：受託 △：取次ぎ

【分析】

9 社中 2 社は今般の総合取引所実現のタイミングでコモディティ以外の OSE 商品についても取扱いを始めたということであった。残りの 7 社のうち 4 社は現時点で OSE の取引参加者資格を有している社、3 社は現時点で取次ぎにより OSE 商品（225 先物等）を取扱っている社であった。

4. OSE のコモディティ取引に係る参加者資格について

取得する予定だ い（取次業の予定）	取得する予定はな い（取次業の予定）	OSE には行か ない	合計
12 社	10 社	1 社	23 社

【設問趣旨】

OSE の取引参加者資格の取得・維持にあたっては、相応の物的・人的体制を確保することが求められることに関連した設問である。

なお、参加者資格の取得にあたっては、既存の事業者に過度の追加的負担がかからないようにするために、既存の TOCOM 取引参加者には通常より緩和された資格取得基準により OSE コモディティに係る取引参加者資格が付与されたとの説明があった（8/5 開催合同説明会）。

【分析】

- ① OSE コモディティの参加者資格を取得する意向を示した 12 社のうち 11 社は既存の TOCOM 取引参加者である。残りの 1 社は TOCOM では取次業を行っている社であったが、OSE コモディティについては取引参加者資格を取得する意向であると

【設問趣旨】

TOCOM コモディティを取扱わなくても、外国商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引を取扱えば、商先業者資格が必要になることから設定した設問である。

【分析】

- ① 「取扱う」と回答した 8 社はいずれも、現在、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引を取扱っている社であった。これらの社のうち 1 社は TOCOM コモディティの取扱いについては設問 1) において「未定」と回答している。
- ② 「その他」と回答した社のうち 1 社は「外国商品市場を取扱う可能性は低いもののゼロではないため」、もう 1 社は「今後の制度整備の状況を把握してから判断したいと考えたため。」というのが回答理由であった。

設問 3. OSE 商品の取扱いについて

コモディティのみ	コモディティ + 日経 225 等	その他	OSE には 行かない	合計
12 社	9 社	1 社	1 社	23 社

【設問趣旨】

OSE での取扱商品がコモディティのみであれば「緩和された財務規制」が、コモディティ以外にも取扱商品を広げれば「正規の自己資本規制比率」が課されることを念頭に設問である。

【分析】

- ① 1 社が、基本的にはコモディティのみの取扱いとする予定だが、将来的には金融デリバティブ取引の取扱いについても検討しているとして「その他」を選択した。

- ② OSE ではコモディティのみを取扱う意向であると回答した 12 社の現状

商先業者資格	○	○	○	○	合計
第一種金商業	×	○	○		
有価証券関連業	×	×	○		
商先以外の取扱商品	—	< 365	< 株 365		
適用中の財務規制	商	証	証		
	8 社	2 社	2 社		12 社

注 商：純資産額規制比率、証：自己資本規制比率

【分析】

- (1) OSE ではコモディティのみを取扱うと回答した 12 社のうち 8 社は第一種金商業資格を有していない社であり、これらの社には純資産額規制率相当の自己資本規制比率が適用される。
- (2) 前記以外の 4 社は現時点で自己資本規制比率が適用されているが、OSE ではコ

会員代表者の皆様

日本商品先物振興協会

総合取引所への移行に関するご意見について（お尋ね）

東京商品取引所（以下、「TOCOM」といいます。）の上場商品のうち石油以外の商品が大阪取引所（以下、「OSE」といいます。）に移管されることに伴い、現在、規制当局間、取引所・団体間等様々なレベルで調整・協議が行われています。

第1種金商業登録申請、証券外務員登録、当局の監督・検査、取引証拠金の預託等に係るルール等、総合取引所については、既存の商先業者の皆様が過度な負担を負うことなく円滑に移行できるようにすること、また、移行のためにしなければならないことが明確化されていること等が重要であり、そのためには、会員の皆様が抱えている懸念事項を把握し、関係者の間で共有することが必要となります。

このことに関連して、先日、主務省担当者から私案「総合取引所の実現に伴う監督に係るルール等の論点（案）－業界の要望事項の整理－（別紙1）」が示されたことから、これを本会の理事会において開陳し、役員各社の意見をもとに「総合取引所に関する要望書（別紙2）」をとりまとめ、主務省に提出したところです。

今般、会員代表者の皆様におかれましては別紙1、別紙2にお目通しをいただき、不足している事項があれば、本会までご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、別紙1の「大方針案」において、経過措置期間を設けた上で監督・検査を金商法の運用に移行する旨の記載がありますが、これは当該大方針案の次項「1. 監督指針の解釈・運用について」とのみ関連しておりますので、その旨ご理解の上ご覧ください。

ご意見は別紙「総合取引所への移行に関する意見」にご記入の上、本会共通アドレス「jcfia@jcfia.gr.jp」あてにお送りくださいますようお願い申し上げます。

以上

のことであった。

- ② OSEコモディティの参加者資格を取得する意向はないと回答した10社のうち1社は、現在TOCOMの取引参加者資格を有している社である。同社ではOSEの取引参加者資格維持に係る費用負担等を考慮してOSEコモディティに関しては取次業に転換する方向で検討中とのことであった。

5. OSEコモディティに係る保護基金への加入

(いずれの基金に加入する意向か?)						
OSEコモディティに関して加入しようと考えている基金	投資者保護基金 ＝日本投資者保護基金	特定委託者保護基金 ＝日本商品委託者保護基金	その他	OSEには行かない	合計	
投資者保護基金への加入状況	○	○	×	○	×	
	8社	2社	11社	1社	1社	23社

【設問趣旨】

改正金商法施行日時点（平成26年3月11日）時点で商先業者の許可を得ていた者は商品デリバティブ取引関連業務を行うことに関して投資者保護基金の会員又は特定委託者保護基金の特定会員のいずれかになることを選択できる。

いずれを選択するかで許可される顧客分別金の保全方法が異なることから設定した。

【分析】

- ① 投資者保護基金を選択した8社は、全て現時点で同基金の会員である社であった。
- ② 特定委託者保護基金を選択した社は13社あったが、そのうち2社が現時点で既に投資者保護基金の会員であった。
- ③ OSEコモディティについていずれの基金に加入するか意思決定しておらず「その他」と回答した社が1社あったが、当該社は現時点で既に投資者保護基金の会員であるものの、制度の整備状況、運用方法が明確になった段階で実務に即した選択を行うとのことであった。

以上

総合取引所の実現に伴う監督に係るルール等の論点(案)
 ―業界の要望事項の整理―

総合取引所への移行に係る意見

返信用アドレス：jcfia@jcfia.gr.jp

提出期限：2019 年 6 月 17 日

2019年5月22日

1. 会社名、代表者名、ご連絡先

2. ご意見等

形式は自由ですが、意見、懸念事項、要望、感想など論旨が分かるよう項目をたて、その後本文をお書きください。複数ページに渡って記載していただいても構いません。
 また、取引システムの要件定義が示されてから自社に導入するまでに必要な時間等についても併せてお聞かせいただければ幸甚です。

大方針案

- 経過措置期間を設けた上で、現在 TOCOM に上場されている商品に係る商先法の監督・検査に関し、金商法の運用に移行。
- 経過措置期間中は、現在の商先業者の意向を踏まえつつ、貴金属やゴム等に係る金商法の運用において、現行の商先法の運用(＝現行の経産省・農水省の監督・検査方法)を認めるとともに、石油に係る商先法の運用において、金商法の運用を認める。

1. 監督指針の解釈・運用について

(1) 目的

第一種金融商品取引業者(以下「第一種金商業者」という。)の登録を受けていない商品先物取引業者(以下「商先業者」という。)が、大阪取引所に移管後においても貴金属等の商品関連デリバティブ取引を行う上で過度な負担が発生しないよう、監督に係る所要の経過措置を講じるとともに、大阪取引所及びTOCOM 双方の取引を行う業者が実質一元化されたルールに則って事業を行えるよう措置することが必要。

(2) 対応案

大阪取引所のみでの取引を行う事業者又は大阪取引所・TOCOM 双方の取引を行う事業者に対しては、事業者からの意向を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(金商指針)に基づく金融庁方式の監督又は「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(商先指針)に基づく経産省・農水省方式の監督いずれか一方の方式を適用する。

経過措置期間後は、商先指針の運用を金商指針の運用に合わせる(TOCOM のみの取引を行う事業に対しても金融庁方式の監督を実施)。

※ 特にシステム監査については、現行システムが認められない場合における商先業者のコスト負担が大きい。

2. 第一種金商業者及び外務員の登録、取引所の取引参加者資格

- 商品移管後、現行の商先業者が速やかに取引を開始できるよう、第一種金商業者の登録及び外務員登録を円滑に取得できるような対応が必要。

また、現行の金商業者が石油を取引する場合、商先法の許可及び外務員登録を円滑に取得できるような対応が必要。

※ 特に外務員登録は、「総合的な取引所検討チームとりまとめ」（平成24年2月24日金融庁・農水省・経産省）で「取引所の開設に際し、商品先物取引法に基づき外務員登録されている者が、金融商品取引法に基づき外務員登録を円滑に取得できるよう、金融庁、農林水産省、経済産業省は、各協会における適切な対応を促すこととする」とされた。

- 取引所の取引参加者の資格要件は、取引所の業務規程で定めるものと思われるが、TOCOMの取引参加者が円滑に移行できるような業務規程を措置することが必要（特に直接取引を行うためのシステムを持っていない者の扱い）。

3. 取引証拠金ルール

JSCCへの清算一元化に伴い、大阪取引所・TOCOMに上場する商品に係る取引証拠金を一元的に管理し、プール計算等を可能にする（金商法のルールが原則）。

その上で、取引証拠金関係の規程について、極力取引参加者や委託者に過剰な負担がかからないようにする。

※ 例えば、TOCOMルールでは、取引証拠金を有価証券で預託していた場合、値洗損が生じた場合はその都度現金で追加預託する必要があるところ、当業者の利便性に鑑み、月末に不足額を追加預託することですりうるような特約が継続できないか。

4. 関係府令・省令の整合性

例えば、法定帳簿の記載事項を規定した府令・省令が異なることで、帳簿を二種類用意しなければならない事態が生じないようにするため、帳簿類や交付書面等の記載事項等を規定した府令・省令を精査し、整合化を図る（金商法が原則）。

5. 大阪取引所上場商品に係るスマートCXの取扱い

金商法におけるストップロス取引の適法性を整理した上で、スマートCXを引き続き実施できないか。

令和元年6月3日

経済産業省 商務・サービスグループ参事官室
参事官 戸辺 千広 様

日本商品先物振興協会

総合取引所に関する要望書

大阪取引所（以下、「OSE」といいます。）のコモディティ市場は我が国の経済・社会インフラとして十全に機能する必要がある、そのためには東京商品取引所（以下、「TOCOM」といいます。）で取引している既存の商品先物取引業者であってOSEのコモディティ市場における取引を希望する事業者については円滑にOSEに移行することが望まれるところですが、準備のための時間も短く、また、移行のために必要な項目についても判然としない事項が少なくないこと、商先業者の中には中小事業者も存在することから短期間のうちに事業者に過度の負担を求めるとOSEのコモディティ市場に参加することを断念する社が続出する可能性があります。

そこで、なるべく多くの事業者が円滑にOSEに移行し、それによって顧客の利便性を確保し、OSE市場の十全な市場機能の発現につなげるためには別紙の事項が必要だと考えますのでご検討賜りますようお願いいたします。

以上

【総合取引所への移行に関する要望事項】

1. 資格取得

(1) 第1種金商業資格

総合取引所に係る改正金商法の施行日（平成26年3月11日）時点で商先業者資格を有している社（以下、本紙において「特定業者」といいます。）であってOSEのコモディティのみを取扱うために第1種金商業者の登録申請をする者について、例えば、①一旦登録を受け付けて、その後一定の期間内に所要の体制整備を求めることとする、または、②申請から登録に至るまでの処理期間を短めに設定する等の措置をお願いいたします。

(2) OSEの取引参加者資格

① 日本取引所グループ（以下「JPX」といいます。）の審査

コモディティのOSEへの移管後直ちに取引に参加できるよう先に取引参加者資格を付与し、その後一定の期間内に審査を受けられる等の特例措置をご検討賜りますようお願いいたします。

② 安定収益性

TOCOMとJPXとの経営統合により既存のTOCOM取引参加者がその地位を奪われることなくOSEのコモディティ市場においても引き続き同じ立場で取引できるよう、特定業者によるOSEの取引参加者資格申請に関しては、同取引所の資格取得審査に関する規則に規定されている「安定収益性」基準に関わらず、取引参加者資格を自動交付とし、一定の期間内に経営成績を改善することを認める等の措置を検討していただくようお願いいたします。

③ 取引参加者参加金

OSEにおいてコモディティのみを取扱う場合の取引参加者参加金に関して既存の商先業者の円滑な移行の観点から免除していただきますようお願いいたします。

(3) 証券外務員資格

特定業者であってOSEではコモディティのみを取扱おうとする社の商品外務員が証券外務員資格を取得する際には、受験ではなく、それらの者に不足していると考えられる金商法の知識（勧誘ルール等）を習得するための講習の受講により資格を交付する等の措置をお願いいたします。

(4) 内部管理責任者資格

特定業者であってOSEではコモディティのみを取扱おうとする社

については、①日本商品先物取引協会に認定された内部管理責任者を日本証券業協会の内部管理責任者として認定する、②コモディティに限定したカテゴリを創設する、③内部管理責任者等の資格要件を緩和する、④一定の経過措置期間を設けて、その間に要件を満たす人員を配置すればよいこととする、等の措置をお願いいたします。

2. 検査・監督

金商法・商先法のいずれの検査・監督に服するかを選択できる経過措置期間については、金商法による規律に対応するための期間であることから、万全の対応をとるために極力長期としていただくようお願いいたします。

3. 取引契約、証拠金制度、システム、苦情処理

(1) 取引契約

既存の委託者が引き続きOSEで取引する場合には、新たな金融商品取引契約の締結を不要としていただくようお願いいたします。

(2) 証拠金制度

統合後の証拠金管理については、TOCOM銘柄とOSE銘柄を一元的に管理できることとしていただくようお願いいたします。

(3) システム（取引、売買管理等）

仕様や移管ルール等のシステムベンダーに提供すべき情報について早期に開示していただくようお願いいたします。

(4) 苦情処理

FINMACと日商協の所掌分野の区分に係る考え方を提示していただきますようお願いいたします。

以上

令和元年9月2日

日本商品先物振興協会 御中

経済産業省商務・サービスグループ
商取引監督課
参事官室（商品市場整備担当）

総合取引所の実現に伴う検査監督にかかるルールの整合化について
（協力依頼）

来年の総合取引所の実現に関し、上場商品を規制することとなる金商法と商先法の両法の検査監督について、それぞれの考え方に基づいて運用しますと、被規制事業者にとって両法それぞれについて対応が必要となり負担が重複することから、金商法の運用の考え方を基本とする検査監督に移行する方向で検討を進める予定であります。

ただ、総合取引所の実現により適用される法令の違いから異なる法令の運用に直面することで、被規制事業者が従前との運用の違いなどに混乱を生じるのではないかと懸念から、一定の期間、金商法の運用の考え方を基本とする検査監督に対応できるよう経過的な措置を設ける方向で検討したいとも考えております。

これまで、金商法又は商先法のいずれかの運用の考え方で検査監督を行うことなどの案が出されているところ、経過期間終了時に金商法の運用の考え方を基本とする検査監督に円滑に移行できるような進め方を検討するため、商先業者各社として留意すべきと考えている課題を把握したいと考えております。

については、貴協会を通じて各社の感じておられる課題や懸念をとりまとめて業界の声をお聞かせ願いたいと存じます。

以上

令和元年9月27日

商品先物取引業者
代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 多々良 實夫

検査監督ルールの整備に係る意見の募集について
（ご協力をお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、総合取引所の実現により多くの商先業者が商先法、金商法の両方の規制を受けることとなり、皆様におかれましては規制対応コストの増大が懸念される状況にあります。

このことについて、主務省から、今後金融庁との間で行う予定である規制の整合化に関する協議の際の参考にしたいので、各社が具体的にどのような事項について懸念を抱いているのか、またどのような要望意向を有しているのかを把握し、各社の意見をとりまとめたいとの要請が本会に対してあります。

この要請に対応するために、本会としては別紙様式により調査を実施することといたします。

商先業者の皆様におかれましては総合取引所への各種対応にご苦勞さされている中、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご回答につきましては、別紙「調査票」に所要の事項をご記入の上、当該調査票を添付して指定のメールアドレスに、令和元年10月11日(金)17時までにご送信する方法によりご提出ください。

敬具

総合取引所時代の検査監督ルールの整備に係るアンケート
(調査票)

提出期限：令和元年 10 月 11 日（金）17 時
提出先アドレス：jcfia@jcfia.gr.jp（件名：検査監督アンケート（御社名））

来年 7 月の商品移管に関連し、エネルギーについては商先法、貴金属等については金商法、という 2 つの規制が併存することとなり、事業者によっては、従来の商先法に基づく検査監督に加えて、金融庁・証券監視委員会事務局・財務局による検査監督や日証協・JPX 自主規制法人による監査も受検することとなります。そのため、規制の併存によって想定される具体的な弊害についてお伺いしたく、以下 (1)～(6) に具体的な内容を記述してください。別紙に記載して添付しても構いません。ご多忙中にお手数をおかけしますが、10 月 11 日（金）までにご提出ください。

(1) 異なる検査主体が同時に検査に入るなど検査時期の重複

具体的内容

(2) 検査監督に関する法令の定義・解釈、用語法などの相違

具体的内容

(3) 検査主体によって検査時の改善指導内容が異なるなどの相違

具体的内容

(4) 検査等で任意に提供が求められる情報の重複又は乖離（法的な提出義務の情報は除く）

具体的内容

(5) 省庁ごとの指針や自主規制ルールの改定による監督検査ルールの乖離

具体的内容

(6) その他（具体的内容をカッコ内にご記載ください）

ご協力ありがとうございます。当方で回収した上で必要に応じて関係機関と相談・調整するなど検討に利用させていただきます。また、今後の状況の変化によって追加的なアンケートなどを実施する場合もございますので、予めご承知おきください。なお、回答内容に関して不明な点などについて、個別にお問い合わせさせていただくために、以下の欄にご記入くださるようお願いいたします。

〔資料 8〕情報発信関係資料



- Q1** 農産物の需給に関する情報には、どのようなものがありますか？
- Q2** 米国農務省(USDA)とは、どのような機関ですか？
なぜ米国農務省から発表されるデータは世界中から注目されるのですか。
- Q3** USDAからはどのような情報が公表されるのですか？
- Q4** 在庫や作付面積以外に注目すべき情報はありますか？
- Q5** 期末在庫とは何ですか？その適正水準も教えて下さい。
- Q6** 「TOCOM農産物アナリスト」とは何ですか？「事前予想」とは何ですか。
- Q7** 農産物アナリストの会など民間の事前予想にはどのような意味があるのでしょうか？
- Q8** CBOT (Chicago Board Of Trade, シカゴ商品取引所) で取引される「とうもろこし」と「大豆」の価格変動要因にはどのようなものがありますか？
- Q9** IOCOM(Tokyo Commodity Exchange, (株) 東京商品取引所)で取引される「とうもろこし」と「大豆」の価格変動要因にはどのようなものがありますか？
- Q10** USDAの資料で用いられているブッシェルとはどのような単位ですか？また、エーカーとはどのような単位ですか？
- Q11** 「天候相場期」「需給相場期」とは何ですか？
- Q12** USDAなど海外の農産物需給に関する資料の日本語版はありますか？
- Q13** 世界各国の農産物需給に関する情報を発表している機関にはどのようなものがありますか？

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。

[資料8 - (2)]

商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引所デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引(以下、単に「デリバティブ取引」といいます。具体的な例については、P4をご覧ください。)の差金決済やオプションの権利行使・被権利行使(以下、単に「差金等決済」といいます。)を行ったことにより年間の損益を通算して利益となった場合には、その決済を行った日の属する年分の所得として、他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となりません。

なお、商品先物取引業者(以下、単に「商先業者」といいます。)は、差金等決済が行われた顧客の取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書(以下、単に「調書」といいます。))を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月末日までに、当該商先業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

また、平成28年1月以降のお取引に関して提出する調書には、原則として、顧客の個人番号(マイナンバー)を記載することが商先業者に義務付けられており、これに関して商先業者はお客様に同番号の提供をお願いすることとされています。

税率は20%(所得税15%、住民税5%)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより生じた利益に対して15%の税率により所得税が課税されます。また、居住者については別に5%の住民税も課税されます。

※これに加えて、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生じた所得については「復興特別所得税」として所得税額の2.1%が徴収されることとされており、詳しくは、P6をご覧ください。

損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたってデリバティブ取引による所得の金額から控除することができます。

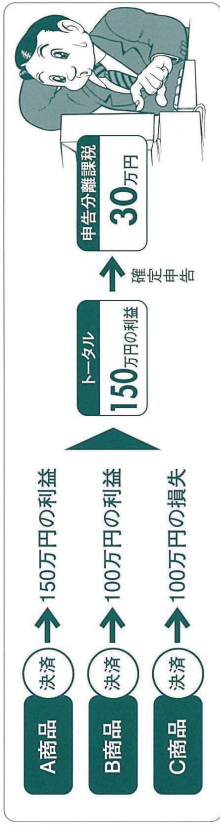
【繰越控除を受けるために必要な手続き】			
繰越控除の適用を受けるには、損失が生じた年分の所得税について、当該損失の金額に関する明細書等が添付された確定申告書を提出し、かつ、その後繰越期間中連続して確定申告書を提出することが必要です。また、控除を受けようとする年分の確定申告書には、繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等一定の書類を添付しなければなりません。			
年数	損益	解	説
1年目	-40万円		年間では損失となり、所得はなかったこととなります。納税のための申告は不要ですが、翌年以降に損失を繰り越して控除を受けるためには、損失の確定申告書を提出しなければなりません。
2年目	-70万円		1年目に同じ。
3年目	+30万円		1年目の損失のうち30万円を控除できます。その結果課税所得はゼロとなります。
4年目	±0		取引なし(繰越控除の適用を受けるためには、毎年連続して確定申告書を提出する必要があります。)
5年目	+110万円		2年目の損失70万円を繰越して110万円から控除することができます。(1年目の損失のうちまだ繰越控除していないものが10万円残っています。既に3年経過してしまっているこの10万円については繰越控除することができません。)
その結果、当年の課税所得は40万円となり、税率は20%ですから、納税額は8万円となります。			

デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間(暦年=1月1日から12月31日)で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払いがあったかどうかには関係ありません。

また、決済していない取引の含み損益(値洗い損益)は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があっても値洗い損があっても、年間の所得には関係ありません。



オプション取引の所得の計算

オプション取引の損益は、①オプションの転売又は買戻しによる決済、②権利行使*または被権利行使、買い方の権利消滅により確定します。

なお、損益の計算は以下のように行います。

*株東京商品取引所の金オプション取引は、取引最終日の翌営業日(にのみ権利行使(現金決済)が行われるオプション取引です。

① 取引最終日までに転売・買戻しをした場合

取引最終日まででなくいつでも転売・買戻しにより決済することができます。転売・買戻しにより決済した場合には、受払いしたプレミアムから委託手数料などを控除した額が課税対象の所得となります。

【課税対象所得】=受取プレミアム-支払プレミアム-支払委託手数料-消費税

② 取引最終日までに転売・買戻しをしなかった場合

取引最終日まででなく転売・買戻しが行われなかったオプション取引の建玉で利益が生じているものは、その翌営業日(権利行使日)に自動的に権利行使が行われ、その他のオプションは消滅します。

オプションの売買の別	権利行使/消滅の別	コール/プットの別	課税対象所得の算出方法
オプションを買った場合	権利行使が行われた場合	コールの買い	(最終清算価格-権利行使価格)×倍率 -支払プレミアム-支払委託手数料-消費税
	権利消滅した場合	プットの買い	(権利行使価格-最終清算価格)×倍率 -支払プレミアム-支払委託手数料-消費税
オプションを売った場合	権利行使が行われた場合	コールの売り	受取プレミアム-(最終清算価格-権利行使価格)×倍率 -支払委託手数料-消費税
	権利消滅した場合	プットの売り	受取プレミアム-(権利行使価格-最終清算価格)×倍率 -支払委託手数料-消費税
オプションを売った場合	権利行使が行われた場合	コール・プットのいずれも	受取プレミアム+支払委託手数料-消費税
	権利消滅した場合	コール・プットのいずれも	受取プレミアム-支払委託手数料-消費税

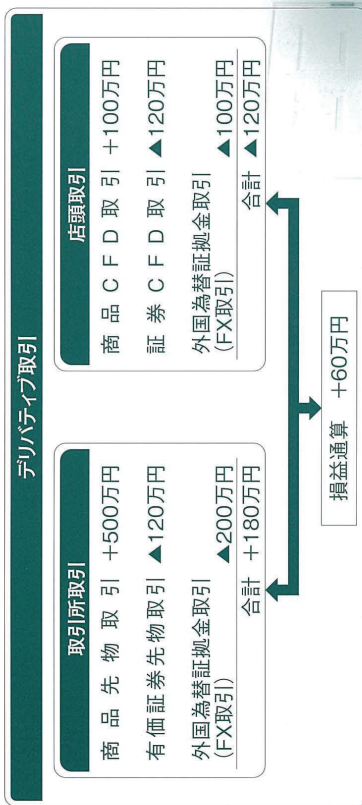


互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

損益通算ができる取引は、以下の通りです。

- ① 国内の商品取引所における商品先物取引、商品指数等先物取引、商品先物オプション取引
(例:金、金ミニ、白金、白金ミニ、ガソリン、原油、ゴム、一般大豆、とうもろこし、コメ等)
- ② 国内の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引
(例:日経225先物取引、同オプション取引等)
- ③ 国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)、カバードワラント
(例:くりっく365、大証FX、ユーロ円3ヵ月金利先物等)
- ④ 店頭商品デリバティブ取引(金、石油、穀物等の商品を原資産とする取引)、店頭金融商品デリバティブ取引(通貨、金利、有価証券等の金融商品を原資産とする取引)、店頭カバードワラント(金融商品等を原資産とするオプションを証券化した取引)
(例:商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引)

上記の所得以外の所得(例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンデ、外国の商品取引所の先物取引などによる所得)との損益通算はできません。



複数の商先業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商先業者で取引を行った場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ取引から生じる所得を算定します。

例えば、年間の損益がA社において+50万円、B社において-60万円、C社において+90万円であった場合、その人の先物取引にかかる年間の所得は80万円ということになります。



氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商先業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければなりません。こととなり、商先業者はその提示される書類により顧客の本人確認を行います。

(注) デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商先業者に当該法人の名称及び住所を告知するとともに、商先業者はその提示された書類により当該法人の本人確認を行うこととされています。

なお、デリバティブ取引をした者が、商先業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱います。

ただし、住所等に変更があったときは、あらかじめ告知及び確認書類の写しの提示が必要となります。

[[確認書類]とすることができる主なもの]

- 住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、住民基本台帳カード
 - 健康保険被保険者証、国民年金手帳
 - 運転免許証、旅券(パスポート)
 - 外国人登録証明書
 - 国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書
- その他財務省令で定めるもの



ご参考

法人のデリバティブ取引に係る税務

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課されます。

① 差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及びその他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

② 期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

期末において未決済のデリバティブ取引については、期末時点で決済を行ったものとみなされ、そこで発生する利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額又は損失相当額は、事業年度終了日における取引所の最終価格等で決済したこととして計算される差金に基づく額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻入れ処理が行われます。

③ ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は時価評価されるのに対し、ヘッジ対象である資産・負債は原価評価される場合があります。このような損益認識時点のずれを一致させようとする会計手法を「ヘッジ会計(繰延ヘッジ会計)」といいます。

会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り延べた金額は損金・益金として計上されません。

詳細は税理士にご相談下さい。

復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するのに必要な財源を確保する特別措置として、「復興特別所得税」が創設されました。

1. 措置期間、課税対象、税額

(1) 措置期間

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

(2) 課税対象

上記期間内の個人の所得税額

(3) 税 額

所得税額に2.1%乗じて得られた額

2. 税額算出の例

例えば、個人の方が行ったデリバティブ取引から得られた所得が50万円である場合、当該所得に係る復興特別所得税は以下のようにして算出することができます。

所 得 税 額 = 50万円 × 15% = 7万5千円

住 民 税 額 = 50万円 × 5% = 2万5千円

復興特別所得税 = 7.5万円 × 2.1% = 1,575円(新設)

●住民税等の地方税は対象となりません。

3. 留意すべき点

所得税額が課税対象となることから、現行税法に設けられている10の所得(利子・配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑・山林・退職の各所得)から生じる所得税全般に2.1%の税金が課せられることになります。

詳細は税理士等の専門家または課税当局にご確認下さい。

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

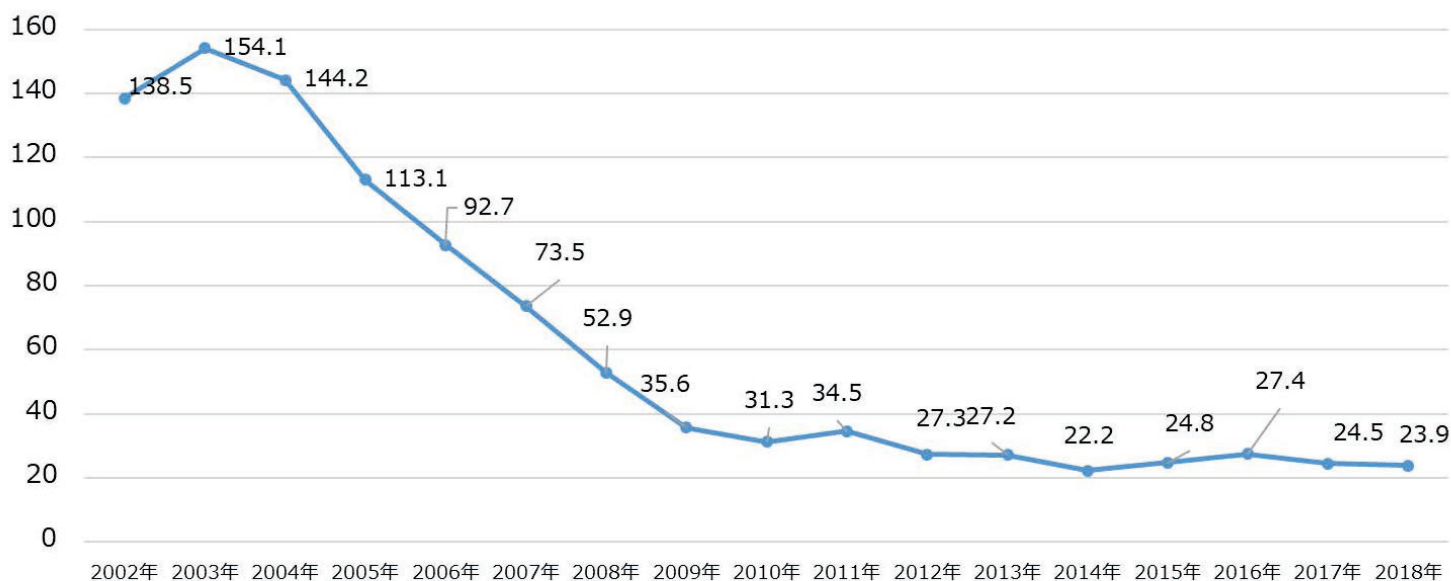
日本商品先物振興協会

〒103-0012
東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 東京商品取引所ビル4階
TEL 03-3664-5731 FAX 03-3664-5733
<http://www.jcfia.gr.jp/>

[資料8－(3)]

単位：百万枚

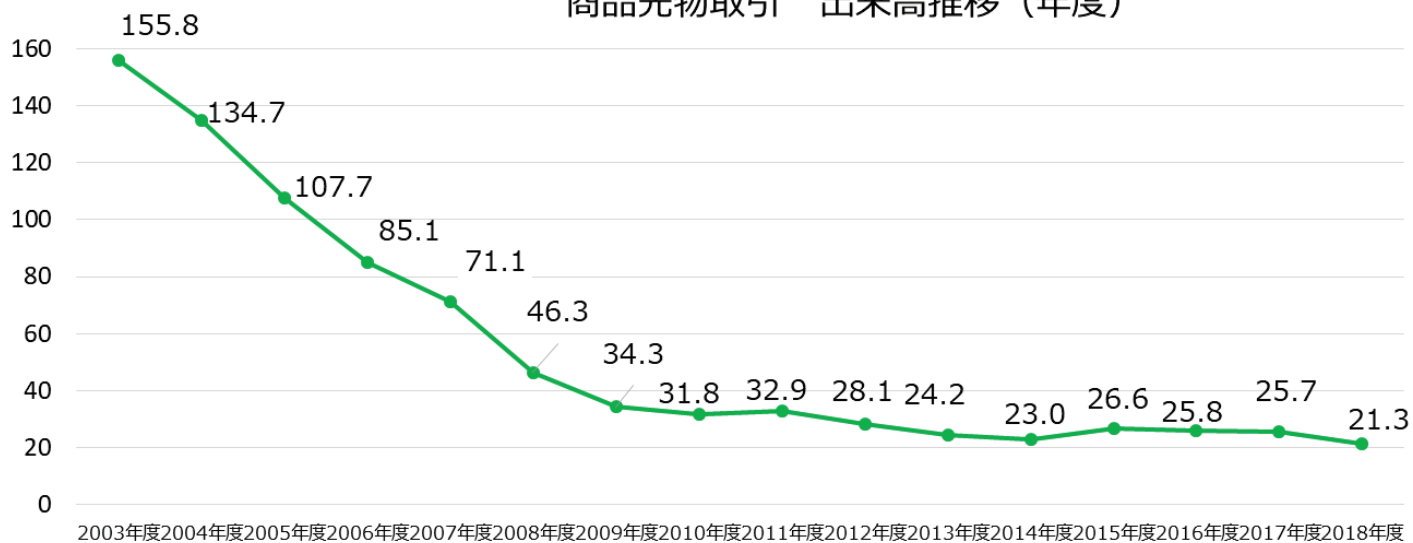
商品先物取引 出来高推移(暦年)



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：百万枚

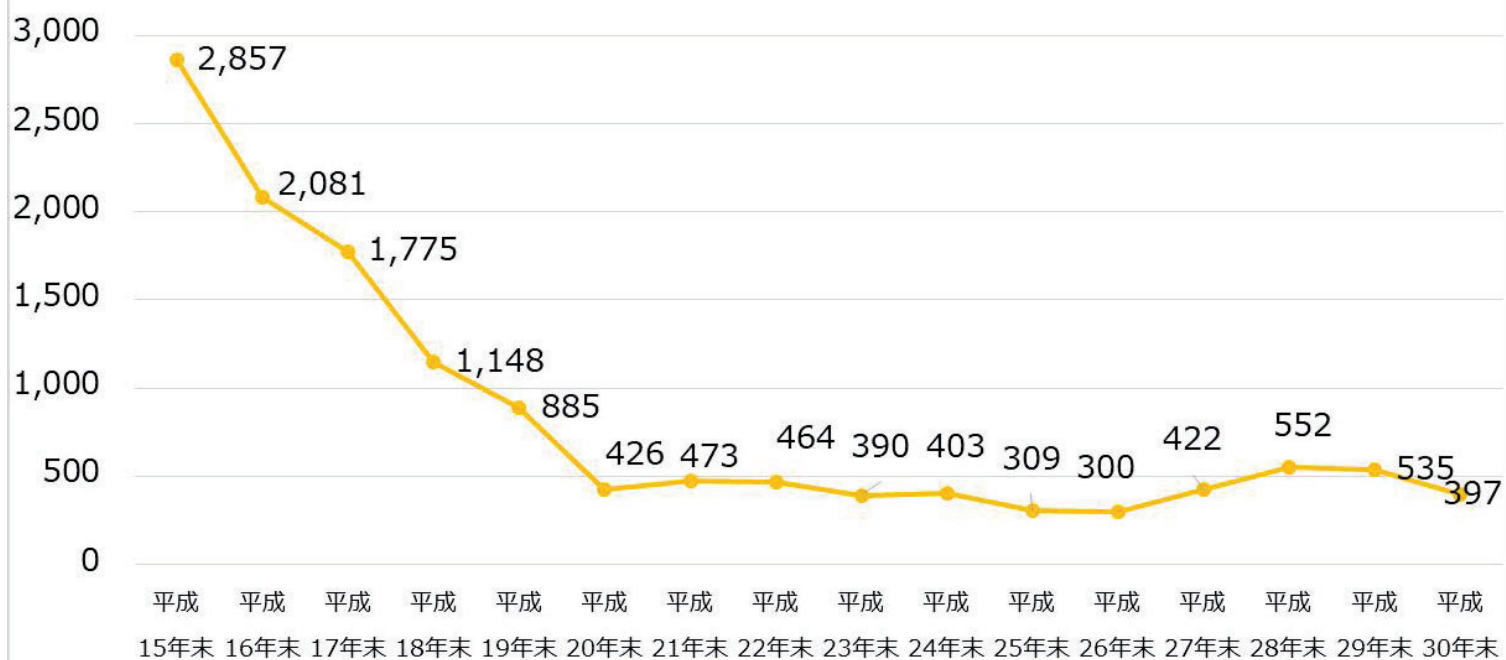
商品先物取引 出来高推移(年度)



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：千枚

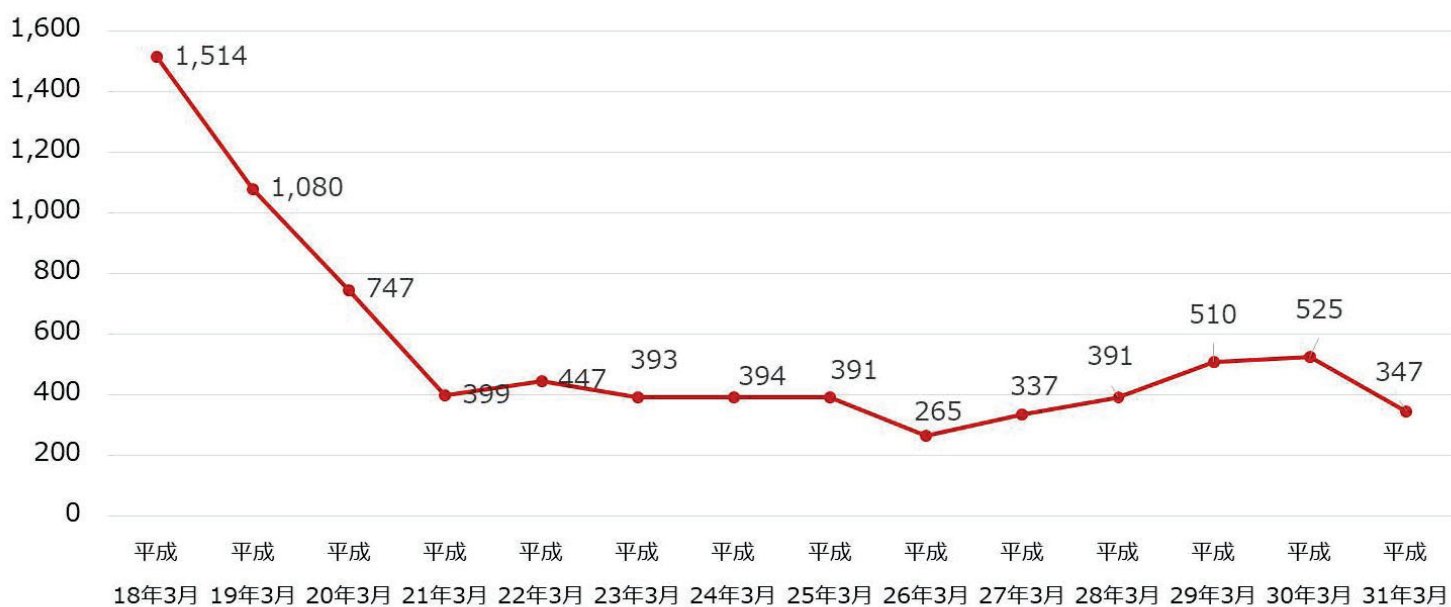
国内市場 取組高推移（年末）



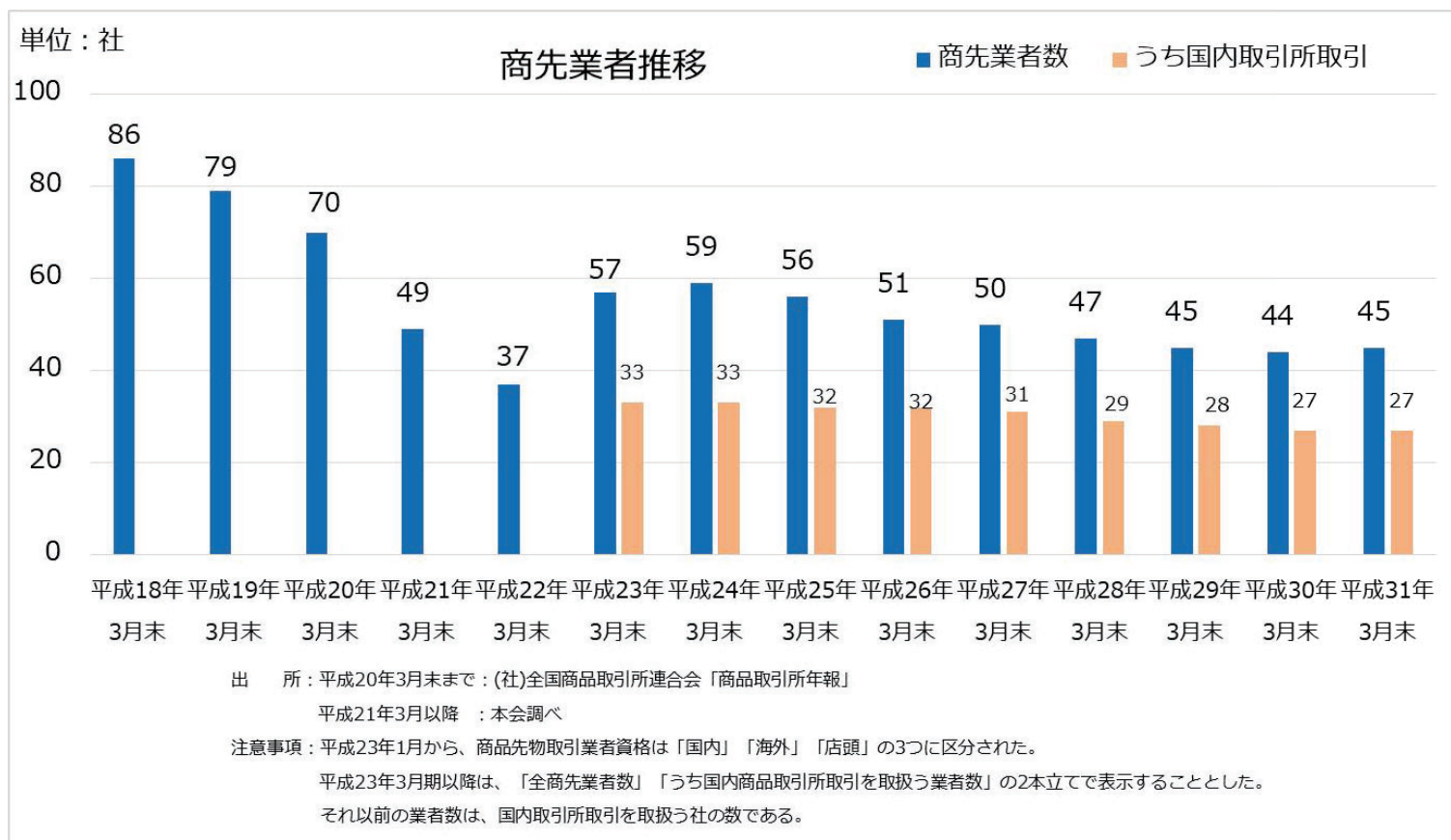
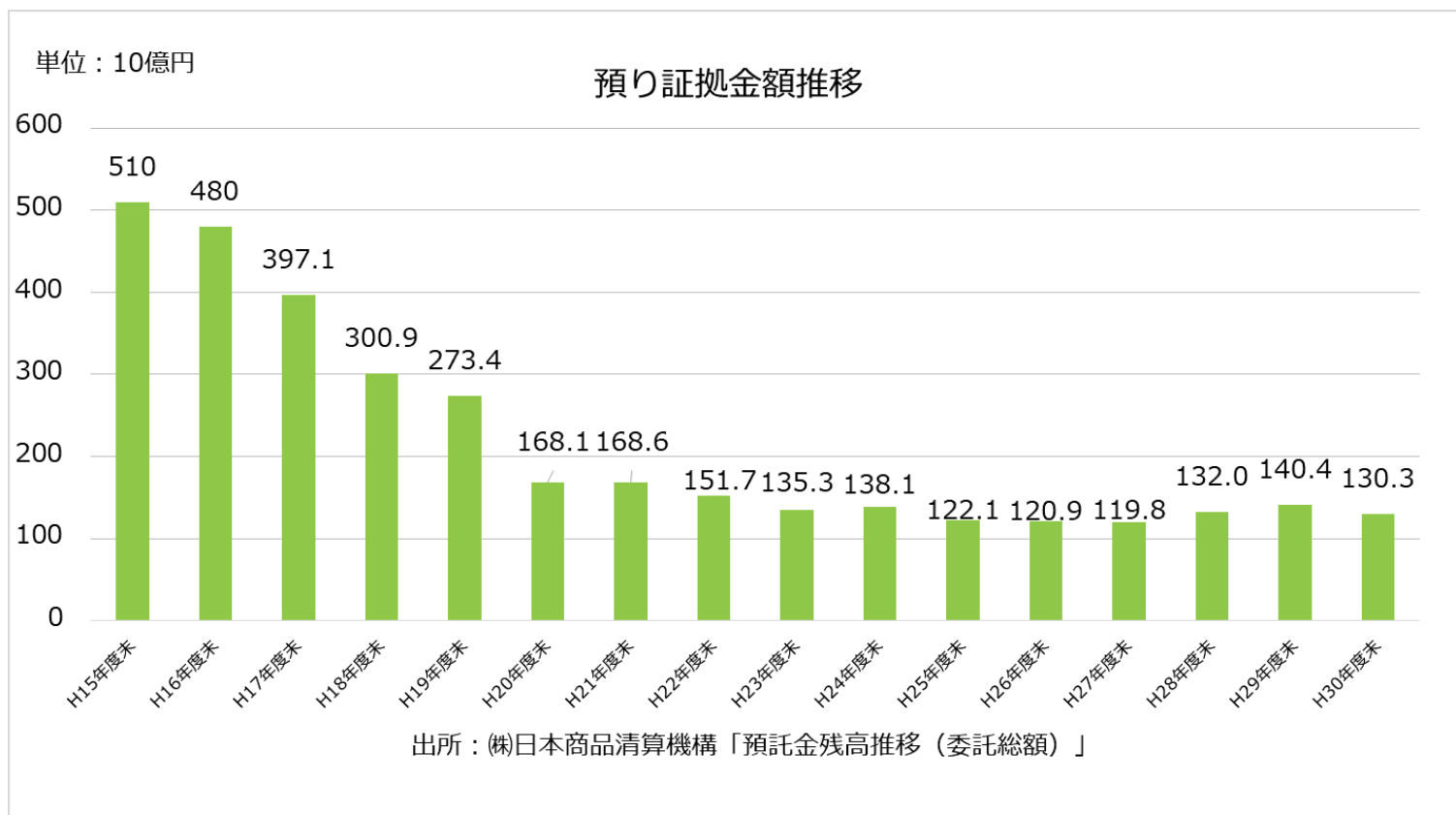
出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」

単位：千枚

国内市場 取組高推移（年度末）



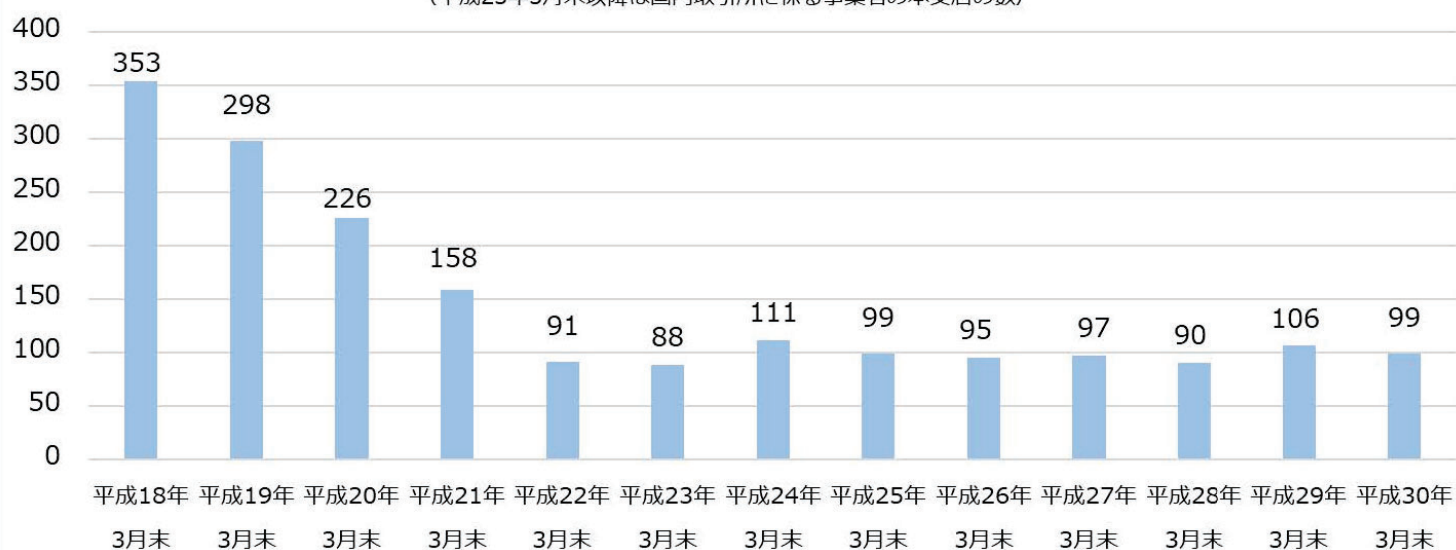
出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」



商品先物取引業者 営業所数推移

単位：営業所

(平成23年3月末以降は国内取引所に係る事業者の本支店の数)



出 所：平成20年3月末まで：(社)全国商品取引所連合会「商品取引所年報」

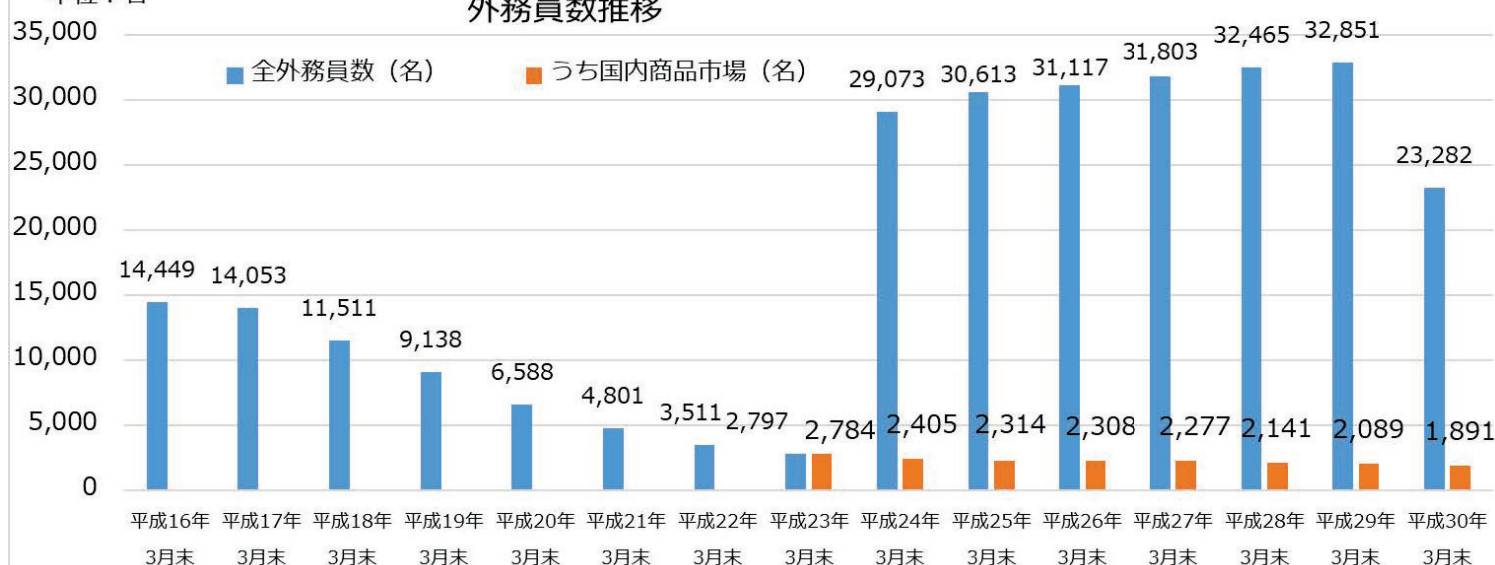
平成21年3月末、平成22年3月末：本会調べ

平成23年3月末以降：日商協開示資料を基に本会において集計

注意事項：平成23年3月末以降は国内取引に係る事業者の営業所数の合計値である。

外務員数推移

単位：名



出 所：平成20年3月末まで：(社)全国商品取引所連合会「商品取引所年報」

平成21年3月末：日商協「事業報告書」

平成22年3月末以降：日商協「会報」

注意事項：平成23年1月から商品先物業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。

そのため、平成23年3月期以降は、「全外務員数」「うち国内取引所取引に従事する外務員数」の2本立てで表示することとした。

それ以前の外務員数は、全て国内取引所取引に従事する者の数である。

